

令和 6 年度

多気町環境基本調査業務委託

報告書

令和 7 年 3 月



株式会社 西日本技術コンサルタント

目 次

1. 業務概要	1
1-1 業務名	1
1-2 業務目的	1
1-3 業務履行場所	1
1-4 業務履行期間	1
2. 業務内容	1
2-1 調査対象および調査内容.....	1
2-2 分析項目および分析方法.....	8
3. 比較基準等	9
3-1 環境基準（水質汚濁に係る環境基準）	9
3-2 排水基準及び上乗せ基準.....	14
3-3 水道水質基準（農薬類）	15
3-4 ダイオキシン類環境基準等.....	17
4. 調査結果	18
4-1 櫛田川調査結果.....	18
4-2 丹生川調査結果.....	27
4-3 星ヶ丘川調査結果.....	29
4-4 片野川調査結果.....	33
4-5 朝柄川調査結果.....	35
4-6 濁川調査結果	37
4-7 相可川調査結果.....	39
4-8 佐奈川調査結果.....	42
4-9 河田川調査結果.....	49
4-10 外城田川調査結果.....	51
4-11 土羽の旧灰捨て場調査結果.....	56
4-12 湖沼水調査結果.....	58
4-13 排水調査結果	63
4-14 ダイオキシン類調査結果.....	65
4. まとめ	66

1. 業務概要

1-1 業務名

令和 6 年度 多気町環境基本調査業務委託

1-2 業務目的

本業務は、多気町内の河川、湖沼及び主要事業所排水の水質測定を実施し、水質環境状況を把握することを目的とした。

1-3 業務履行場所

多気町地内

1-4 業務履行期間

令和 6 年 5 月 22 日から令和 7 年 3 月 26 日

2. 業務内容

2-1 調査対象および調査内容

本業務は、仕様書に基づき実施した。

調査地点は広域図を図 2-1 (1) に詳細図を図 2-1 (2) ～図 2-1 (4) に示し、調査対象箇所および調査内容は、表 2-1 (1) ～表 2-1 (2) に示すとおりである。

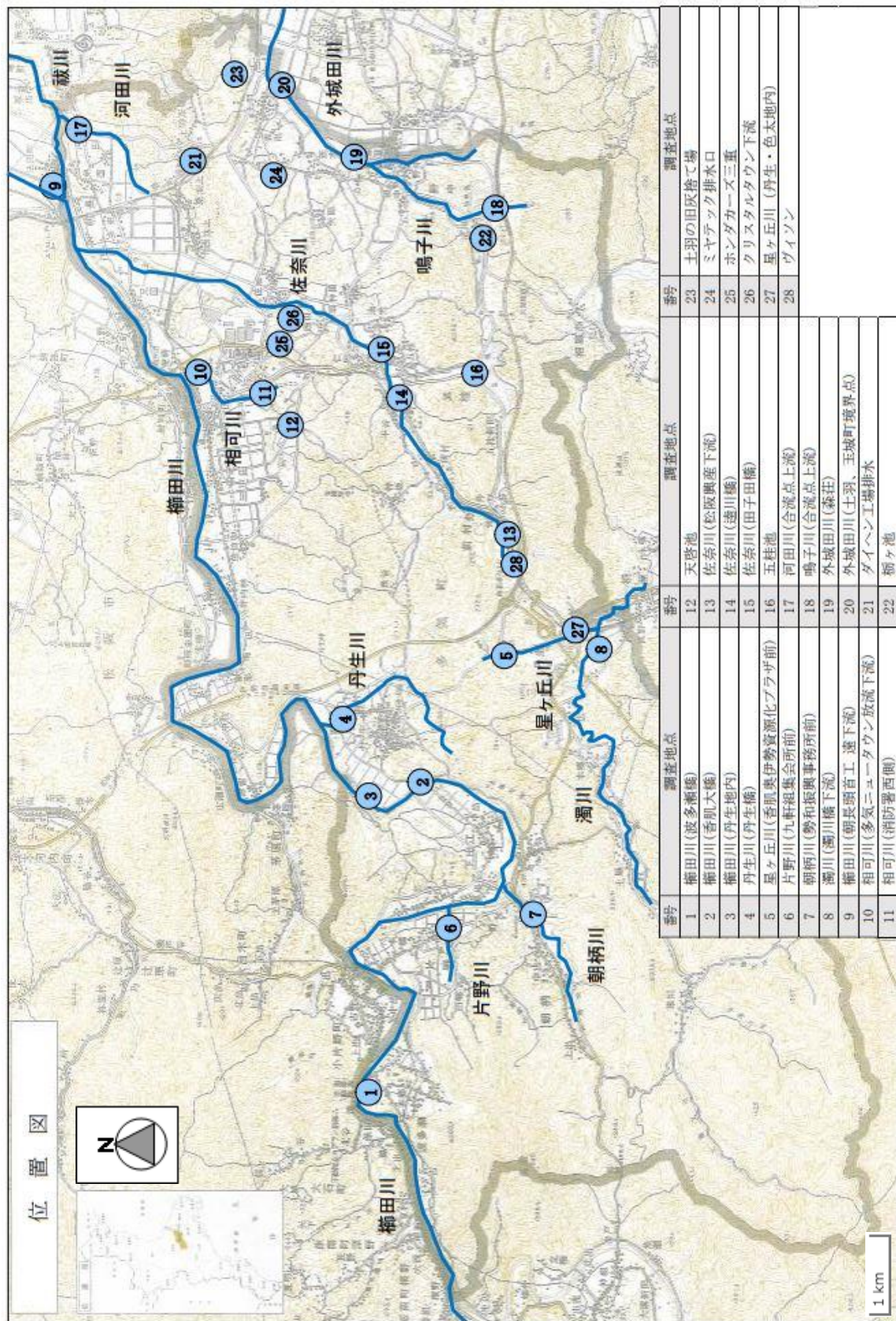
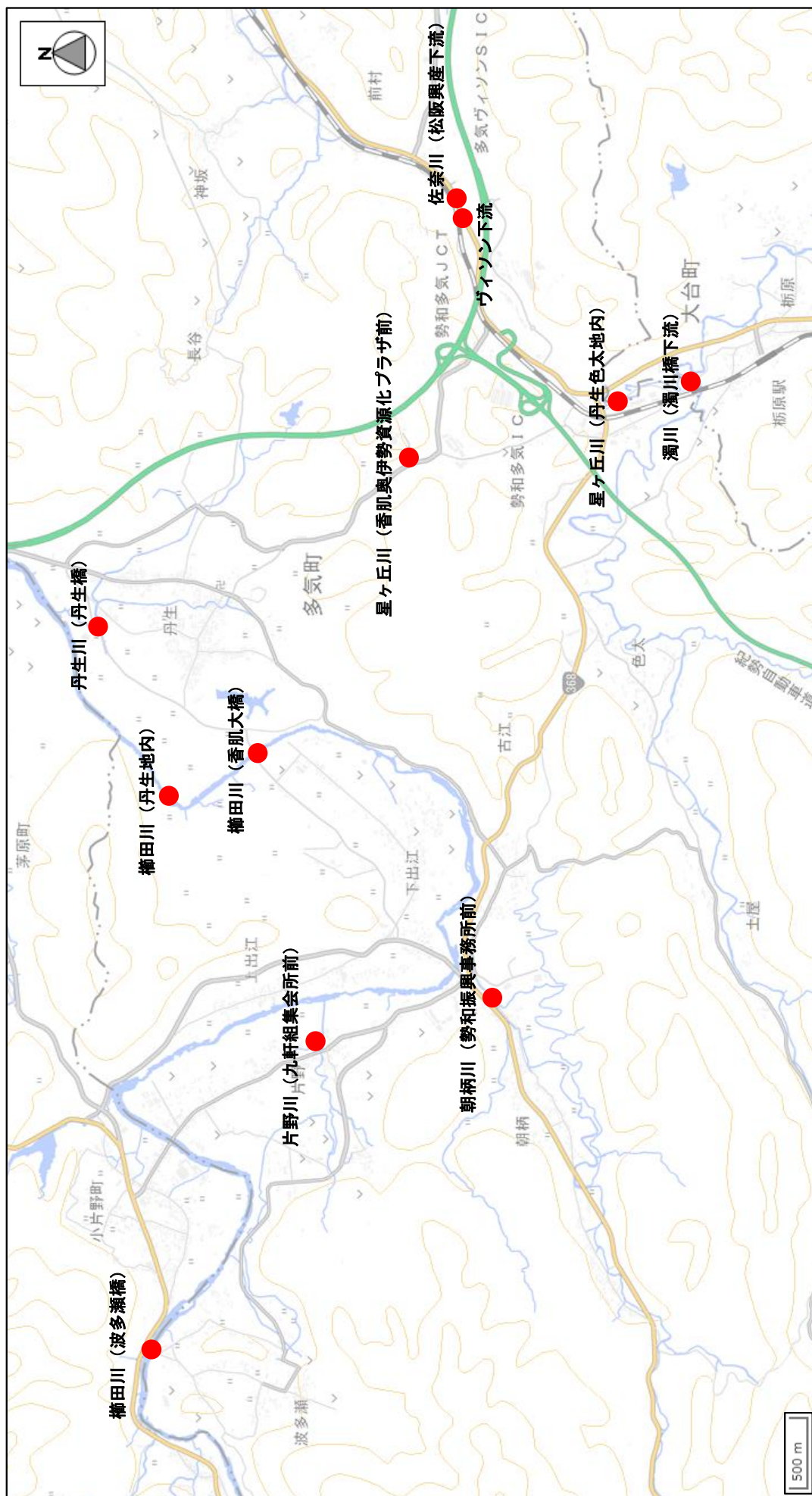


図 2-1(1) 調査地点図 (広域図)



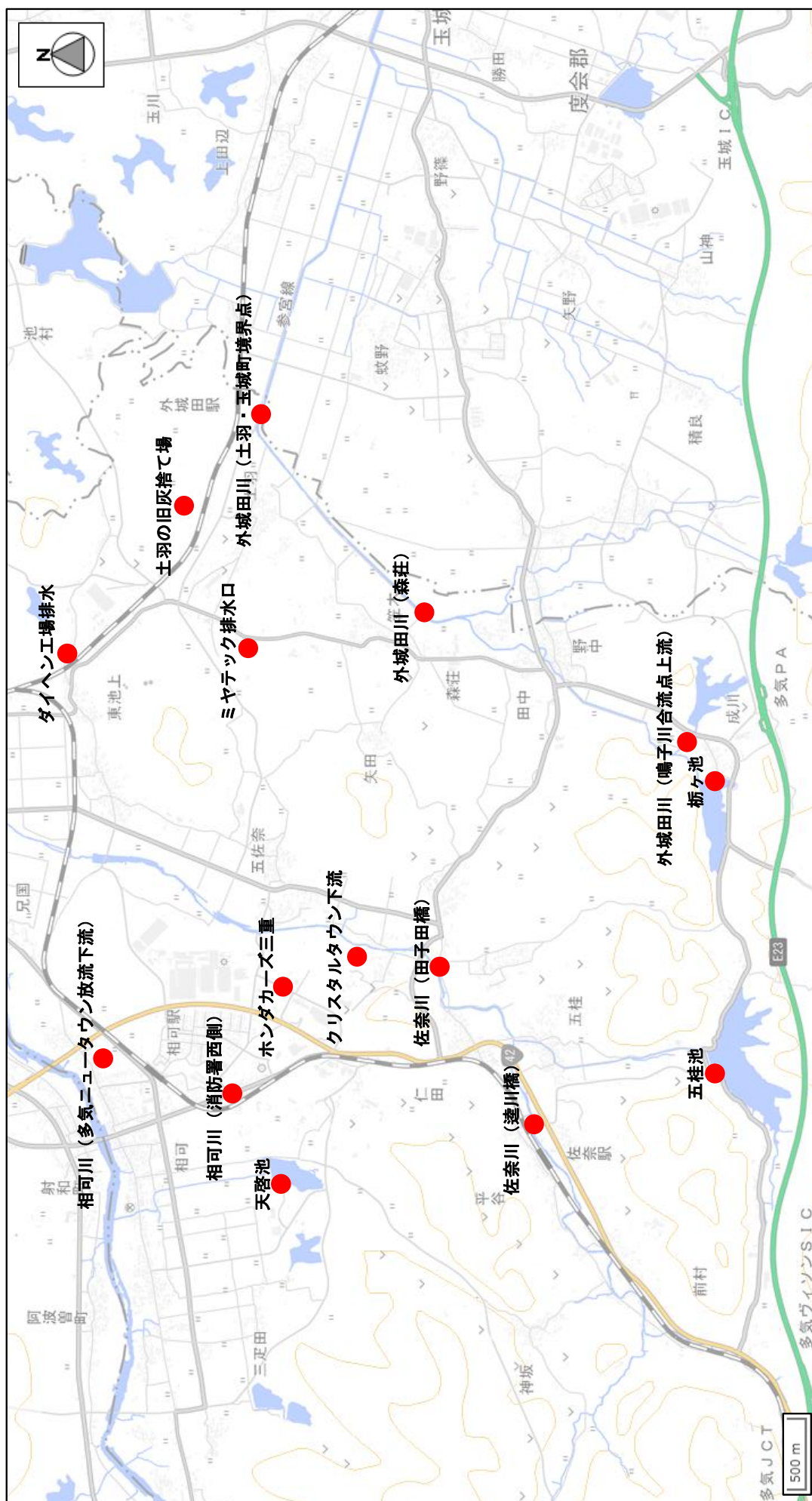




図 2-1 (4) 調査地点図

表 2-1(1) 水質調査項目および調査月（旧勢和村管内）

区	調査地点		調査項目	調査月	調査回数
旧 勢 和 村 管 内	櫛田川 (河川水)	・波多瀬橋 ・香肌大橋	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・透視度・水温・気温	5・7・9・ 11・1・3 月	6回
		・丹生地内	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガンのクロム含有量・フッ素・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	丹生川 (河川水)	・丹生橋	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガンのクロム含有量・フッ素・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	星ヶ丘川 (河川水)	・香肌奥伊勢資源化プラザ前	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガンのクロム含有量・フッ素・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
		・丹生色太地内	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温	5・7・9・ 11・1・3 月	6回
	片野川 (河川水)	・九軒組集会所前	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌群数（MPN）・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガンのクロム含有量・フッ素・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	朝柄川 (河川水)	・勢和振興事務所前	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガンのクロム含有量・フッ素・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	濁川 (河川水)	・濁川橋下流	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガンのクロム含有量・フッ素・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回

表 2-1(2) 水質調査項目および調査月（旧多気町管内）

区	調査地点		調査項目	調査月	調査回数
旧多気町管内	櫛田川 (河川水)	・朝長頭首工 遠下流	水質管理目標設定項目（水道法第4条）のうち、 農薬類（チラム、シマジソ、ベンゾフルフェン等）114項目	7月	1回
	相可川 (河川水)	・多気ニュータウン 放流下流 ・消防署西側	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・n-ヘキサン抽出物質・ 全窒素・総水銀・水温・気温	6月 11月	2回
	湖沼水	・天啓池	pH・COD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・銅・ 亜鉛・電気伝導度・水温・気温		
	佐奈川 (河川水)	・松阪興産下流 ・達川橋 ・田子田橋	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・総水 銀・ニッケル・n-ヘキサン抽出物質・ 濁度・水温・気温		
		・ヴィンソン下流		5・7・9・ 11・1・3 月	6回
	・クリスタルタウン下流		pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温	6月 11月	2回
	佐奈川水系 (湖沼水)	・五桂池	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・銅・ 亜鉛・電気伝導度・水温・気温	6月 11月	2回
	祓川水系 (河川水)	・河田川 (合流点上流)	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・n-ヘキサン抽出物質・ 全窒素・総水銀・水温・気温		
	外城田川水系 (河川水)	・鳴子川 (合流点上流)			
	外城田川 (河川水)	・森荘	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温	9月 12月	2回
			COD・n-ヘキサン抽出物質・全窒素・全りん・電気 伝導度・水温・気温	6月 11月	2回
		・土羽、玉城町 境界点	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温 カドミウム・鉛・六価クロム・全シアン・総水 銀・ヒ素・COD・n-ヘキサン抽出物質・全窒素・全 りん・銅・亜鉛・電気伝導度・水温・気温	9月 12月	2回
	外城田川水系 (工場排水)	・ダイヘン 工場排水	pH・BOD・COD・SS・大腸菌群数(1cm ³)・n-ヘキサ ン抽出物質・フェノール類・銅・亜鉛・溶解性 鉄・溶解性マンガン・カドミウム・鉛・六価クロ ム・全シアン・総水銀・ヒ素・フッ素・ホウ素・ アンモニア性窒素・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ 水温・気温	6月 11月	2回
	外城田川水系 (湖沼水)	・栃ヶ池	pH・COD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・銅・ 亜鉛・電気伝導度・水温・気温		
	・土羽の旧灰捨て場		pH・BOD・COD・SS・大腸菌・全窒素・全シアン・ カドミウム・鉛・六価クロム・総水銀・ヒ素・水 温・気温・ダイオキシン類	10月	1回
	・ミヤテック（排水口）		ダイオキシン類	10月	1回
	・ホンダガス 三重（排水口）		pH・BOD・COD・DO・n-ヘキサン抽出物質・全窒 素・全りん・水温・気温	6月	1回

2-2 分析項目および分析方法

分析項目および分析方法は、表 2-2 に示すとおりとする。

表 2-2 分析項目および分析方法

分析項目	単位	分析方法
水素イオン濃度(pH)	—	JIS K 0102 12.1
溶存酸素量(DO)	mg/l	JIS K 0102 32
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	JIS K 0102 21
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	JIS K 0102 17
浮遊物質(SS)	mg/l	昭和 46 年環告第 59 号付表 9
大腸菌数	CFU/100ml	昭和 46 年環告第 59 号付表 10
大腸菌群数(最確数法)	MPN/100ml	昭和 46 年環告第 59 号
大腸菌群数	個/mL	下水の水質の検定方法
n-ヘキサン抽出物質(環境水)	mg/l	昭和 46 年環告第 59 号付表 14
n-ヘキサン抽出物質(排水)	mg/l	昭和 49 年環告第 64 号付表 4
濁度	度	JIS K 0101 9.4
全窒素(T-N)	mg/l	JIS K 0102 45.6
全燐(T-P)	mg/l	JIS K 0102 46.3
フェノール類	mg/l	JIS K 0102 28.1
銅	mg/l	JIS K 0102 52.4
全亜鉛	mg/l	JIS K 0102 53
溶解性鉄	mg/l	JIS K 0102 57.4
溶解性マンガン	mg/l	JIS K 0102 56.4
クロム含有量	mg/l	JIS K 0102 65.1
フッ素化合物	mg/l	JIS K 0102 34.1 又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7
カドミウム	mg/l	JIS K 0102 55
全シアン	mg/l	JIS K-0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3
有機りん	mg/l	昭和 49 年環告第 64 号付表 1
鉛	mg/l	JIS K 0102 54
砒素	mg/l	JIS K 0102 61.2 又は 61.3
総水銀	mg/l	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
六価クロム	mg/l	JIS K 0102 65.2
電気伝導率	mS/m	JIS K 0102 13(L25)
ニッケル	mg/l	JIS K 0102 59.2 又は 59.3
ホウ素	mg/l	JIS K 0102 47.3
アンモニウム態窒素	mg/l	上水 2011Ⅲ-2.8.4
亜硝酸態窒素	mg/l	JIS K 0102 43.1.3
硝酸態窒素	mg/l	JIS K 0102 43.2.6
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	JIS K 0312
農薬類 115 項目	mg/l	平成 15 年健水発第 1010001 号

3. 比較基準等

本年度の検査結果および過年度との経年変化について河川、湖沼、事業所排水に分けて整理した。なお、調査地点ごとに以下に示す各種基準との比較を行った。

3-1 環境基準（水質汚濁に係る環境基準）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）は次表のとおりである。

表 3-1(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU/100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	1,000CFU/100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/1以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-1 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ごと に指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1 (1) による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

表 3-1(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 (COD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	付表10に掲げる方 法	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質濃度の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数える ことで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級、3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-1(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
Ⅴ	水産3種工業用水環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-1 (5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ごと に指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

3-2 排水基準及び上乘せ基準

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく「排水基準を定める総理府令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)、「水質規制のあらまし」令和 6 年 4 月三重県大気・水環境課、大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 46 年三重県条例第 60 号)は次表のとおりである。

表 3-2 排水基準及び上乘せ基準

項目	許容限度 (mg/L)	県条例
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0	海域に排出されるもの 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	160 (mg/l) (日間平均 120 (mg/l))	個別規制
化学的酸素要求量	160 (mg/l) (日間平均 120 (mg/l))	個別規制
浮遊物質	200 (mg/l) (日間平均 150 (mg/l))	個別規制
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 (mg/l)	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 (mg/l)	10
フェノール類含有量	5 (mg/l)	1
銅含有量	3 (mg/l)	1
亜鉛含有量	2 (mg/l)	—
溶解性鉄含有量	10 (mg/l)	—
溶解性マンガン含有量	10 (mg/l)	—
クロム含有量	2 (mg/l)	—
大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	日間平均 3,000	—
窒素含有量	120 (mg/l) (日間平均 60)	—
燐含有量	16 (mg/l) (日間平均 8)	—
アンチモン含有量	—	—
備考		
1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。		
2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。		
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。		
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。		
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。		
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。		

3-3 水道水質基準（農薬類）

水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）は次表のとおりである。

表 3-3(1) 水質管理目標値（農薬類）

項 目		目標値(mg/L)	項 目		目標値
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05以下	37	クロロニトロフェン(CNP)	0.0001以下
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08以下	38	クロルピリホス	0.003以下
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02以下	39	クロロタロニル(TPN)	0.05以下
4	EPN	0.004以下	40	シアナジン	0.001以下
5	MCPA	0.005以下	41	シアノホス(CYAP)	0.003以下
6	アシュラム	0.9以下	42	ジウロン(DCMU)	0.02以下
7	アセフェート	0.006以下	43	ジクロベニル(DBN)	0.03以下
8	アトラジン	0.01以下	44	ジクロルボス(DDVP)	0.008以下
9	アニロホス	0.003以下	45	ジクワット	0.01以下
10	アミラズ	0.006以下	46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004以下
11	アラクロール	0.03以下	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005以下
12	イソキサチオン	0.005以下	48	ジチオビル	0.009以下
13	イソフェンホス	0.001以下	49	シハロホップブチル	0.006以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01以下	50	シマジン(CAT)	0.003以下
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3以下	51	ジメタメリン	0.02以下
16	イプフェンカルバゾン	0.002以下	52	ジメトエート	0.05以下
17	イプロベンホス(IBP)	0.09以下	53	シメリン	0.03以下
18	イミノクタジン	0.006以下	54	ダイアジノン	0.003以下
19	インダノファン	0.009以下	55	ダイムロン	0.8以下
20	エスプロカルブ	0.03以下	56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	0.01以下
21	エトフェンブロックス	0.08以下	57	チアジニル	0.1以下
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01以下	58	チウラム	0.02以下
23	オキサジクロメホン	0.02以下	59	チオジカルブ	0.08以下
24	オキシ銅(有機銅)	0.03以下	60	チオファネートメチル	0.3以下
25	オリサストロビン	0.1以下	61	チオベンカルブ	0.02以下
26	カズサホス	0.0006以下	62	テフリルトリオン	0.002以下
27	カフェンストロール	0.008以下	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02以下
28	カルタップ	0.08以下	64	トリクロビル	0.006以下
29	カルバリル(NAC)	0.02以下	65	トリクロルホン(DEP)	0.005以下
30	カルボフラン	0.0003以下	66	トリシクラゾール	0.1以下
31	キノクラミン(ACN)	0.005以下	67	トリフルラリン	0.06以下
32	キャブタン	0.3以下	68	ナプロパミド	0.03以下
33	クミルロン	0.03以下	69	パラコート	0.01以下
34	グリホサート	2以下	70	ピペロホス	0.0009以下
35	グルホシネート	0.02以下	71	ピラクロニル	0.01以下
36	クロメプロップ	0.02以下	72	ピラゾキシフェン	0.004以下

表 3-3(2) 水質管理目標値（農薬類）

項 目		目標値	項 目		目標値
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02以下	95	プロモブチド	0.1以下
74	ピリダフェンチオン	0.002以下	96	ベノミル	0.02以下
75	ピリプチカルブ	0.02以下	97	ペンシクロン	0.1以下
76	ピロキロン	0.05以下	98	ベンゾビスシクロン	0.09以下
77	フィプロニル	0.0005以下	99	ベンゾフェナップ	0.005以下
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01以下	100	ベンタゾン	0.2以下
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	101	ベンディメタリン	0.3以下
80	フェリムボン	0.05以下	102	ベンフラカルブ	0.02以下
81	フェンチオン(MPP)	0.006以下	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01以下
82	フェントエート(PAP)	0.007以下	104	ベンフレセート	0.07以下
83	フェントラザミド	0.01以下	105	ホスチアゼート	0.005以下
84	フサライド	0.1以下	106	マラチオン(マラソン)	0.7以下
85	ブタクロール	0.03以下	107	メコプロップ(MCPP)	0.05以下
86	ブタミホス	0.02以下	108	メソミル	0.03以下
87	ブプロフェジン	0.02以下	109	メタラキシル	0.2以下
88	フルアジナム	0.03以下	110	メチダチオン(DMTP)	0.004以下
89	プレチラクロール	0.05以下	111	メミノストロビン	0.04以下
90	プロシミドン	0.09以下	112	メトリブジン	0.03以下
91	プロチオホス	0.007以下	113	メフェナセツト	0.02以下
92	プロピコナゾール	0.05以下	114	メプロニル	0.1以下
93	プロピザミド	0.05以下	115	モリネート	0.005以下
94	プロベナゾール	0.03以下			

3-4 ダイオキシン類環境基準等

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質の汚濁に係る環境基準（環境庁告示第 68 号）及び特定施設の排水基準（総理府令第 67 号）は次表のとおりである。

表 3-4(1) ダイオキシン類環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/ m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/1 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/ g 以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

表 3-4(2) ダイオキシン類排出基準

特定施設種類	排出基準
・硫酸塩バルブ(クラフトバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10pg-TEQ/m ³ 以下

4. 調査結果

4-1 櫛田川調査結果

櫛田川の調査結果を表 4-1 (1)～表 4-1 (8)に示し、経年変化を図 4-1 (1)～図 4-1 (3)に示す。

波多瀬橋、香肌大橋及び丹生地内はいずれも環境基準の AA 類型に指定されている櫛田川水域であるため、同類型基準との比較を行った。また、農薬類 115 項目を実施した朝長頭首工遠下流は水道法の水質管理目標値との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、波多瀬橋及び香肌大橋の BOD、波多瀬橋、香肌大橋及び丹生地内の大腸菌数が環境基準を超過する調査月が散見されるが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

朝長頭首工遠下流の農薬 115 項目は、全項目ともに定量下限値未満であり、水質管理目標値を満足していた。

表 4-1 (1) 調査結果および基準値（波多瀬橋：5、7、9 月）

項目	単位 地点 年月日	櫛田川(波多瀬橋)			環境基準 (AA類型)
		令和6年5月30日	令和6年7月8日	令和6年9月24日	
採水時刻	時:分	15:34	11:12	10:46	—
天候	—		晴	曇	—
気温	℃	25.0	34.9	24.0	—
水温	℃	20.0	24.9	23.1	—
pH	—	7.9	7.9	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	1.2	0.6	1以下
SS	mg/L	<1	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	9.0	9.2	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	40	39	92	20以下
透視度	度	100以上	100以上	100以上	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-1 (2) 調査結果および基準値（波多瀬橋：11、1、3 月）

項目	単位 地点 年月日	櫛田川(波多瀬橋)			環境基準 (AA類型)
		令和6年11月5日	令和7年1月6日	令和7年3月3日	
採水時刻	時:分	8:20	12:25	13:09	—
天候	—	晴	雨	曇	—
気温	℃	17.3	6.8	10.1	—
水温	℃	17.2	5.9	9.2	—
pH	—	7.6	7.6	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.0	0.9	1.3	1以下
SS	mg/L	<1	1	2	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	12	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	44	23	100	20以下
透視度	度	100以上	100以上	100以上	—

表 4-1(3) 調査結果および基準値（香肌大橋:5、7、9月）

項目	地点 年月日 単位	櫛田川(香肌大橋)			環境基準 (AA類型)
		令和6年5月30日	令和6年7月8日	令和6年9月24日	
採水時刻	時:分	16:00	11:34	11:16	—
天候	—	曇	晴	曇	—
気温	℃	25.0	36.0	24.1	—
水温	℃	20.2	25.5	23.5	—
pH	—	7.8	7.8	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.2	1.6	0.6	1以下
SS	mg/L	1	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.8	8.6	9.0	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	39	42	67	20以下
透視度	度	100以上	100以上	100以上	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-1(4) 調査結果および基準値（香肌大橋：11、1、3月）

項目	地点 年月日 単位	櫛田川(香肌大橋)			環境基準 (AA類型)
		令和6年11月5日	令和7年1月6日	令和7年3月3日	
採水時刻	時:分	9:22	11:55	12:28	—
天候	—	晴	曇	曇	—
気温	℃	19.1	7.1	9.2	—
水温	℃	17.3	7.4	10.8	—
pH	—	7.7	7.7	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.0	0.8	1.1	1以下
SS	mg/L	1	<1	1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	13	12	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	63	13	51	20以下
透視度	度	100以上	100以上	100以上	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-1 (5) 調査結果および基準値（丹生地内）

項目	地点 年月日 単位	櫛田川（丹生地内）		環境基準 （AA類型）
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	14:05	9:40	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	29.5	19.2	—
水温	℃	24.5	17.1	—
pH	—	8.1	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.8	0.9	1以下
COD	mg/L	1.2	1.2	—
SS	mg/L	<1	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	29	72	20以下
全窒素	mg/L	0.49	0.50	—
全りん	mg/L	0.011	0.008	—
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	<0.01	—
亜鉛	mg/L	—	0.007	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.01	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.01	—
全クロム	mg/L	—	<0.01	—
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.002	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-1(6) 調査結果および目標値（朝長頭首工遠下流）

項 目		地点 年月日 単位	櫛田川 (朝長頭首工遠下流) 令和6年7月8日	目標値
採取時刻		時:分	12:20	-
気温		℃	36.5	-
水温		℃	28.9	-
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	mg/L	<0.0001	0.05以下
2	2,2-DPA(ダラボン)	mg/L	<0.0008	0.08以下
3	2,4-D(2,4-PA)	mg/L	<0.0002	0.02以下
4	EPN	mg/L	<0.00004	0.004以下
5	MCPA	mg/L	<0.00005	0.005以下
6	アシュラム	mg/L	<0.009	0.9以下
7	アセフェート	mg/L	<0.00006	0.006以下
8	アトラジン	mg/L	<0.0001	0.01以下
9	アニロホス	mg/L	<0.00003	0.003以下
10	アミトラズ	mg/L	<0.00006	0.006以下
11	アラクロール	mg/L	<0.0003	0.03以下
12	イソキサチオン	mg/L	<0.00005	0.005以下
13	イソフェンホス	mg/L	<0.00001	0.001以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	mg/L	<0.0001	0.01以下
15	イソプロチオラン(IPT)	mg/L	<0.003	0.3以下
16	イブフェンカルバゾン	mg/L	<0.00002	0.002以下
17	イプロベンホス(IBP)	mg/L	<0.0009	0.09以下
18	イミノクタジン	mg/L	<0.00006	0.006以下
19	インダノファン	mg/L	<0.00009	0.009以下
20	エスプロカルブ	mg/L	<0.0003	0.03以下
21	エトフェンブロックス	mg/L	<0.0008	0.08以下
22	エンドスルファン(ベンゾエビン)	mg/L	<0.0001	0.01以下
23	オキサジクロメホン	mg/L	<0.0002	0.02以下
24	オキシ銅(有機銅)	mg/L	<0.0003	0.03以下
25	オリサストロビン	mg/L	<0.001	0.1以下
26	カズサホス	mg/L	<0.000006	0.0006以下
27	カフェンストロール	mg/L	<0.00008	0.008以下
28	カルタップ	mg/L	<0.0008	0.08以下
29	カルバリル(NAC)	mg/L	<0.0002	0.02以下
30	カルボフラン	mg/L	<0.000003	0.0003以下
31	キノクラミン(ACN)	mg/L	<0.00005	0.005以下
32	キャプタン	mg/L	<0.003	0.3以下
33	クミルロン	mg/L	<0.0003	0.03以下
34	グリホサート	mg/L	<0.02	2以下
35	グルホシネート	mg/L	<0.0002	0.02以下
36	クロメブロップ	mg/L	<0.0002	0.02以下

表 4-1 (7) 調査結果および目標値 (朝長頭首工遠下流)

項 目		地点 年月日	櫛田川 (朝長頭首工遠下流)	目標値
			令和6年7月8日	
		単位		
37	クロルニトロフェン(CNP)	mg/L	<0.000001	0.0001以下
38	クロルピリホス	mg/L	<0.00003	0.003以下
39	クロタロニル(TPN)	mg/L	<0.0005	0.05以下
40	シアナジン	mg/L	<0.00001	0.001以下
41	シアノホス(CYAP)	mg/L	<0.00003	0.003以下
42	ジウロン(DCMU)	mg/L	<0.0002	0.02以下
43	ジクロベニル(DBN)	mg/L	<0.0003	0.03以下
44	ジクロロボス(DDVP)	mg/L	<0.00008	0.008以下
45	ジクワット	mg/L	<0.0001	0.01以下
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	mg/L	<0.00004	0.004以下
47	ジチオカルバメート系農薬	mg/L	<0.00005	0.005以下
48	ジチオビル	mg/L	<0.00009	0.009以下
49	シハロホップブチル	mg/L	<0.00006	0.006以下
50	シマジン(CAT)	mg/L	<0.00003	0.003以下
51	ジメタメトリン	mg/L	<0.0002	0.02以下
52	ジメトエート	mg/L	<0.0005	0.05以下
53	シメトリン	mg/L	<0.0003	0.03以下
54	ダイアジノン	mg/L	<0.00003	0.003以下
55	ダイムロン	mg/L	<0.008	0.8以下
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	mg/L	<0.0001	0.01以下
57	チアジニル	mg/L	<0.001	0.1以下
58	チウラム	mg/L	<0.0002	0.02以下
59	チオジカルブ	mg/L	<0.0008	0.08以下
60	チオファネートメチル	mg/L	<0.003	0.3以下
61	チオベンカルブ	mg/L	<0.0002	0.02以下
62	テフリルトリオン	mg/L	<0.00002	0.002以下
63	テルブカルブ(MBPMC)	mg/L	<0.0002	0.02以下
64	トリクロビル	mg/L	<0.00006	0.006以下
65	トリクロロホソ(DEP)	mg/L	<0.00005	0.005以下
66	トリシクラゾール	mg/L	<0.001	0.1以下
67	トリフルラリン	mg/L	<0.0006	0.06以下
68	ナプロバミド	mg/L	<0.0003	0.03以下
69	パラコート	mg/L	<0.0001	0.01以下
70	ピペロホス	mg/L	<0.000009	0.0009以下
71	ピラクロニル	mg/L	<0.0001	0.01以下
72	ピラゾキシフェン	mg/L	<0.00004	0.004以下
73	ピラリネート(ピラリレート)	mg/L	<0.0002	0.02以下
74	ピリダフェンチオン	mg/L	<0.00002	0.002以下
75	ピリブチカルブ	mg/L	<0.0002	0.02以下
76	ピロキロン	mg/L	<0.0005	0.05以下
77	フィプロニル	mg/L	<0.000005	0.0005以下

表 4-1(8) 調査結果および目標値（朝長頭首工遠下流）

項 目		地点 年月日 単位	櫛田川 (朝長頭首工遠下流)	目標値
			令和6年7月8日	
78	フェニトロチオン(MEP)	mg/L	<0.0001	0.01以下
79	フェノブカルブ(BPMC)	mg/L	<0.0003	0.03以下
80	フェリムノン	mg/L	<0.0005	0.05以下
81	フェンチオン(MPP)	mg/L	<0.00006	0.006以下
82	フェントエート(PAP)	mg/L	<0.00007	0.007以下
83	フェントラザミド	mg/L	<0.0001	0.01以下
84	フサライド	mg/L	<0.001	0.1以下
85	ブタクロール	mg/L	<0.0003	0.03以下
86	ブタミホス	mg/L	<0.0002	0.02以下
87	ブプロフェジン	mg/L	<0.0002	0.02以下
88	フルアジナム	mg/L	<0.0003	0.03以下
89	ブレチラクロール	mg/L	<0.0005	0.05以下
90	プロシミドン	mg/L	<0.0009	0.09以下
91	プロチオホス	mg/L	<0.00007	0.007以下
92	プロビコナゾール	mg/L	<0.0005	0.05以下
93	プロビザミド	mg/L	<0.0005	0.05以下
94	プロベナゾール	mg/L	<0.0003	0.03以下
95	プロモブチド	mg/L	<0.001	0.1以下
96	ベノミル	mg/L	<0.0002	0.02以下
97	ベンシクロン	mg/L	<0.001	0.1以下
98	ベンゾピシクロン	mg/L	<0.0009	0.09以下
99	ベンゾフェナップ	mg/L	<0.00005	0.005以下
100	ベンタゾン	mg/L	<0.002	0.2以下
101	ペンディメタリン	mg/L	<0.003	0.3以下
102	ベンフラカルブ	mg/L	<0.0002	0.02以下
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	mg/L	<0.0001	0.01以下
104	ベンフレセート	mg/L	<0.0007	0.07以下
105	ホスチアゼート	mg/L	<0.00005	0.005以下
106	マラチオン(マラソン)	mg/L	<0.007	0.7以下
107	メコプロップ(MCPP)	mg/L	<0.0005	0.05以下
108	メソミル	mg/L	<0.0003	0.03以下
109	メタラキシル	mg/L	<0.002	0.2以下
110	メチダチオン(DMTP)	mg/L	<0.00004	0.004以下
111	メミノストロビン	mg/L	<0.0004	0.04以下
112	メトリブジン	mg/L	<0.0003	0.03以下
113	メフェナセート	mg/L	<0.0002	0.02以下
114	メプロニル	mg/L	<0.001	0.1以下
115	モリネート	mg/L	<0.00005	0.005以下

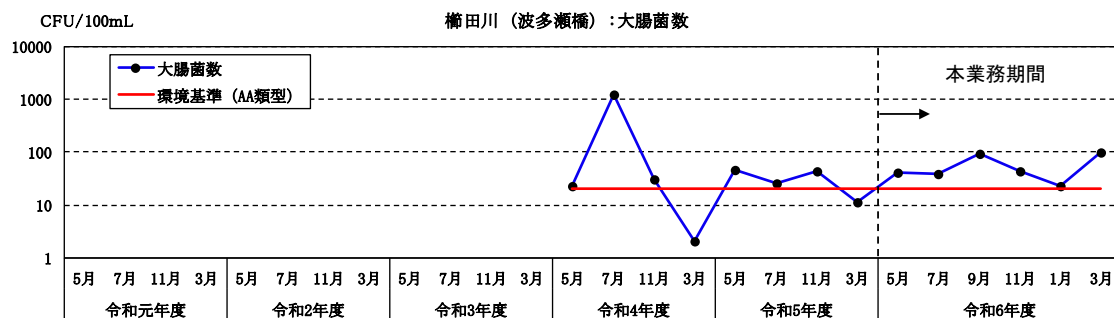
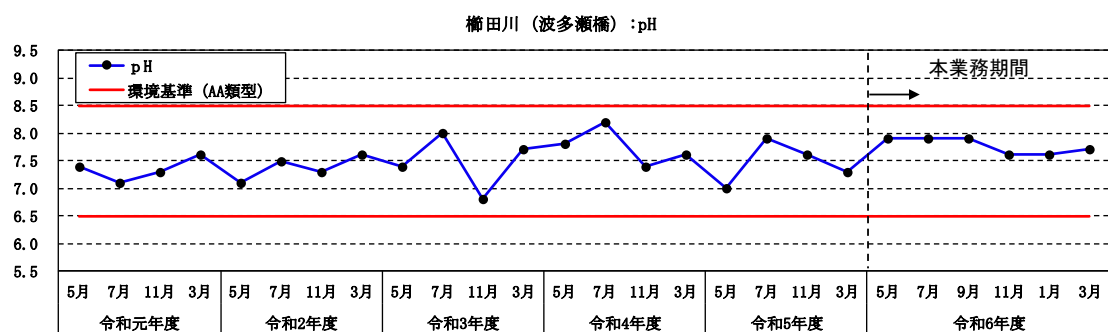
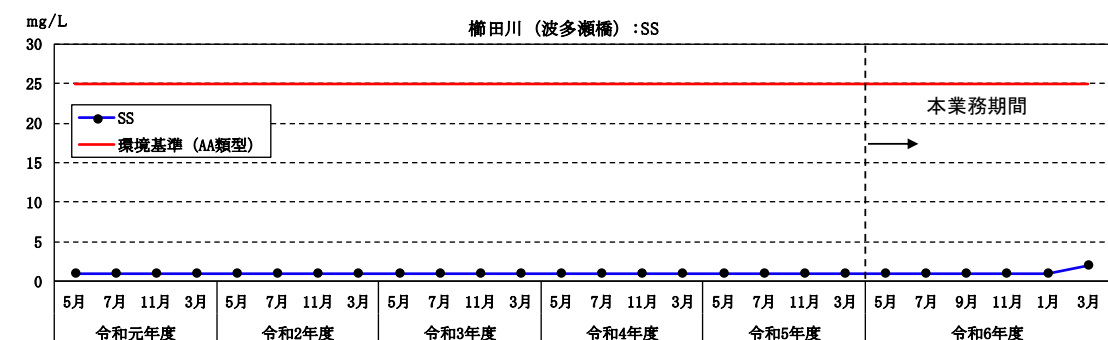
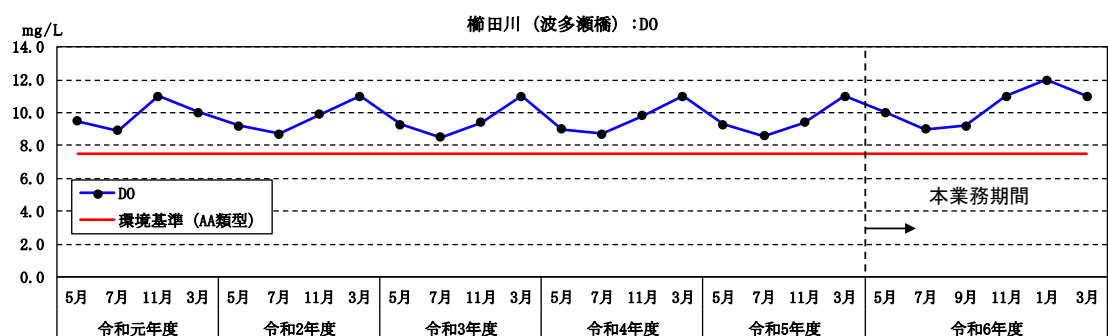
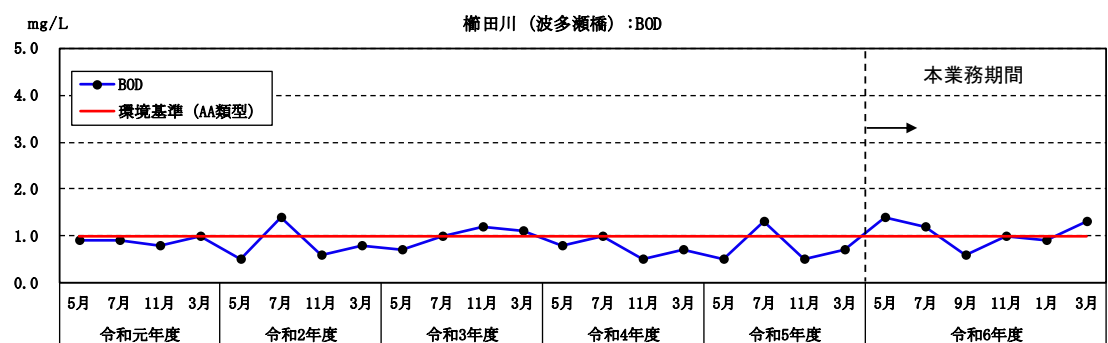


図 4-1(1) 経年変化（波多瀬橋）

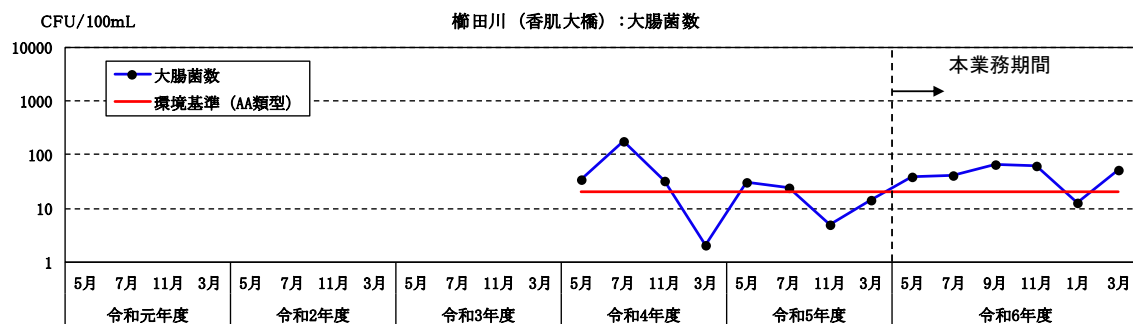
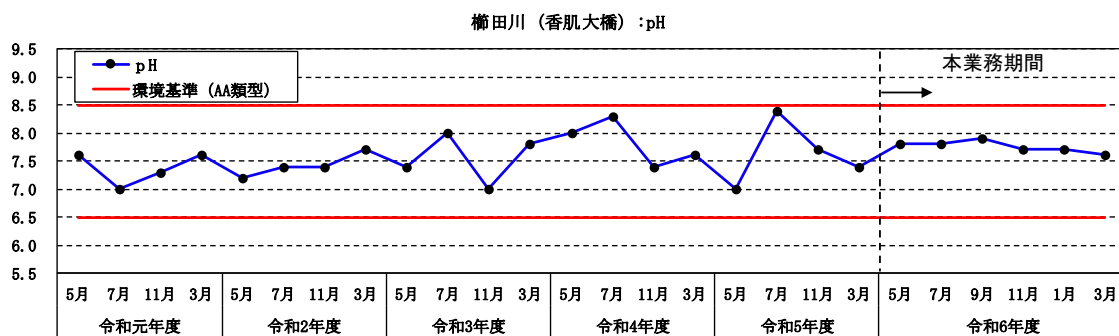
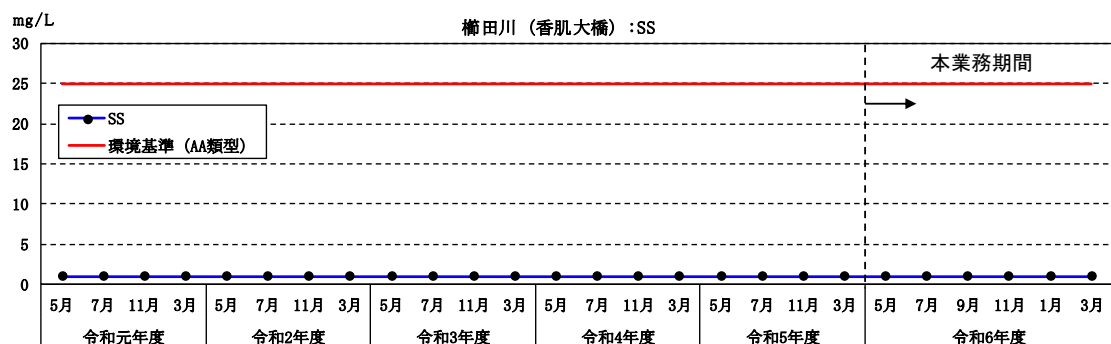
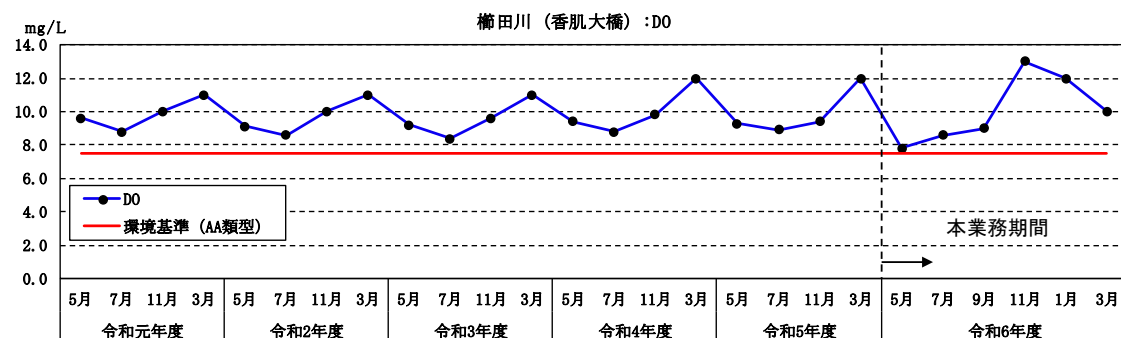
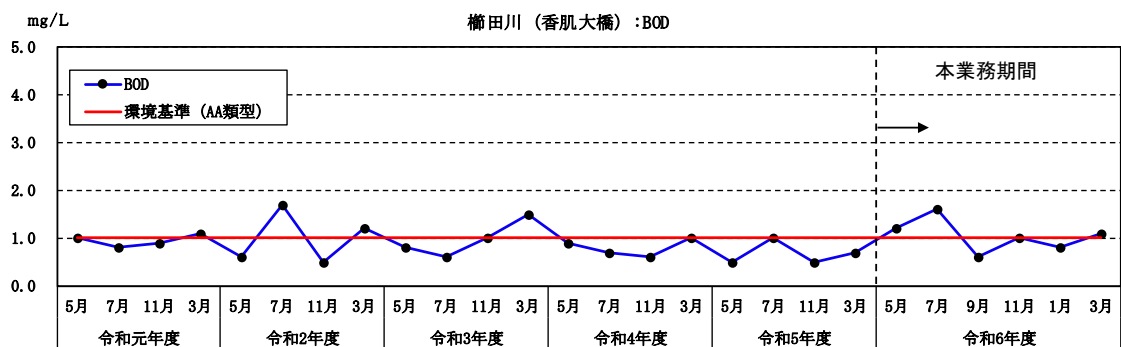


図 4-1 (2) 経年変化（香肌大橋）

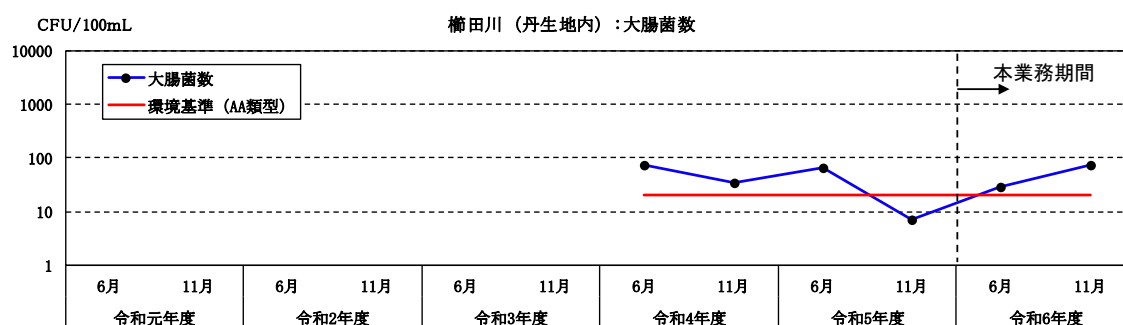
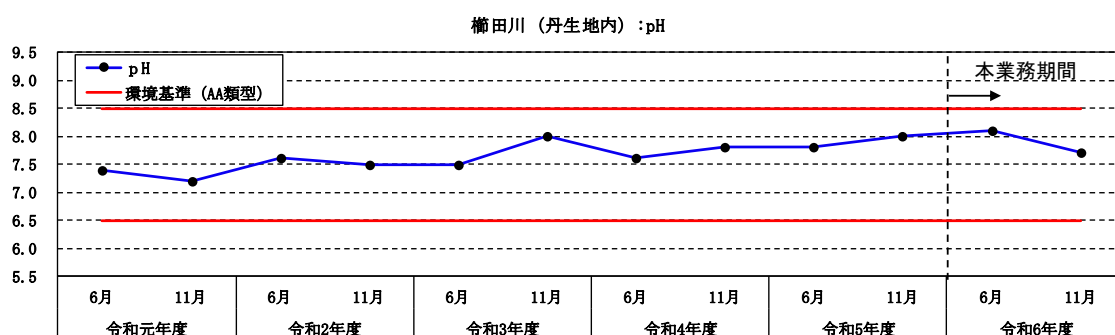
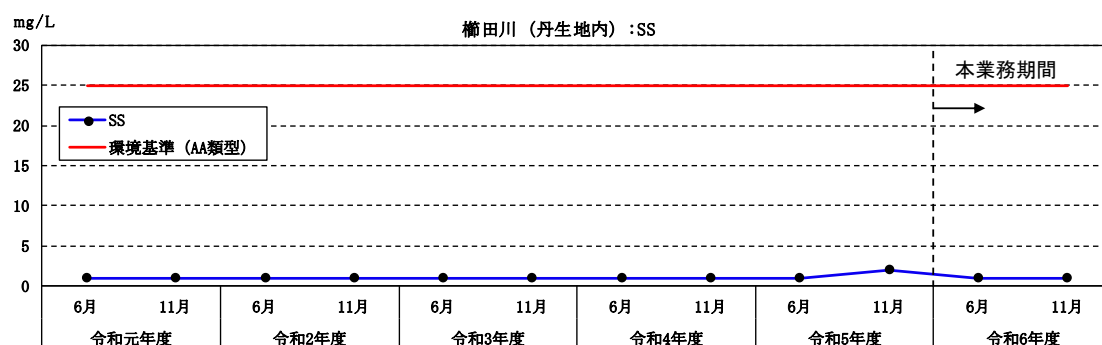
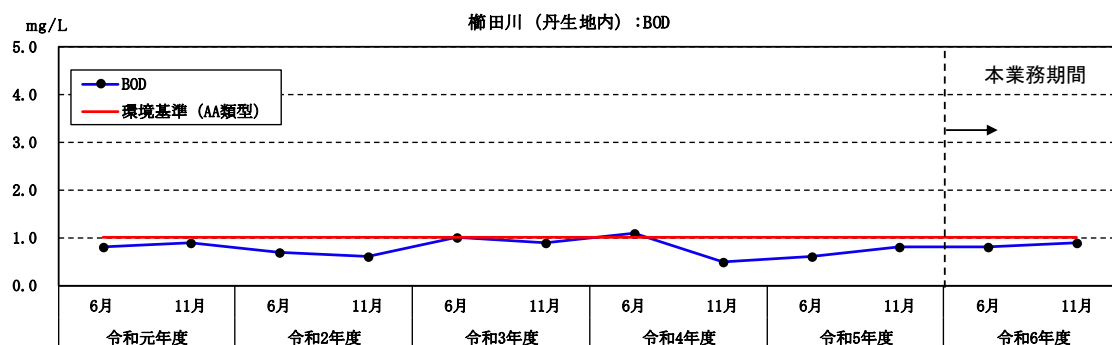


図 4-1 (3) 経年変化（丹生地内）

4-2 丹生川調査結果

丹生川の調査結果を表 4-2 に示し、経年変化を図 4-2 に示す。丹生川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、大腸菌数が環境基準を超過したが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-2 調査結果および基準値（丹生橋）

項目	地点 年月日 単位	丹生川(丹生橋)		環境基準 (AA類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	13:47	10:00	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	29.5	19.5	—
水温	℃	24.2	17.8	—
pH	—	7.9	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.0	0.7	1以下
COD	mg/L	1.9	1.6	—
SS	mg/L	<1	1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	61	200	20以下
全窒素	mg/L	0.64	0.73	—
全りん	mg/L	0.018	0.010	—
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	<0.01	—
亜鉛	mg/L	—	0.001	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.08	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.01	—
全クロム	mg/L	—	<0.01	—
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.002	—

※基準超過項目を黄色で示す。

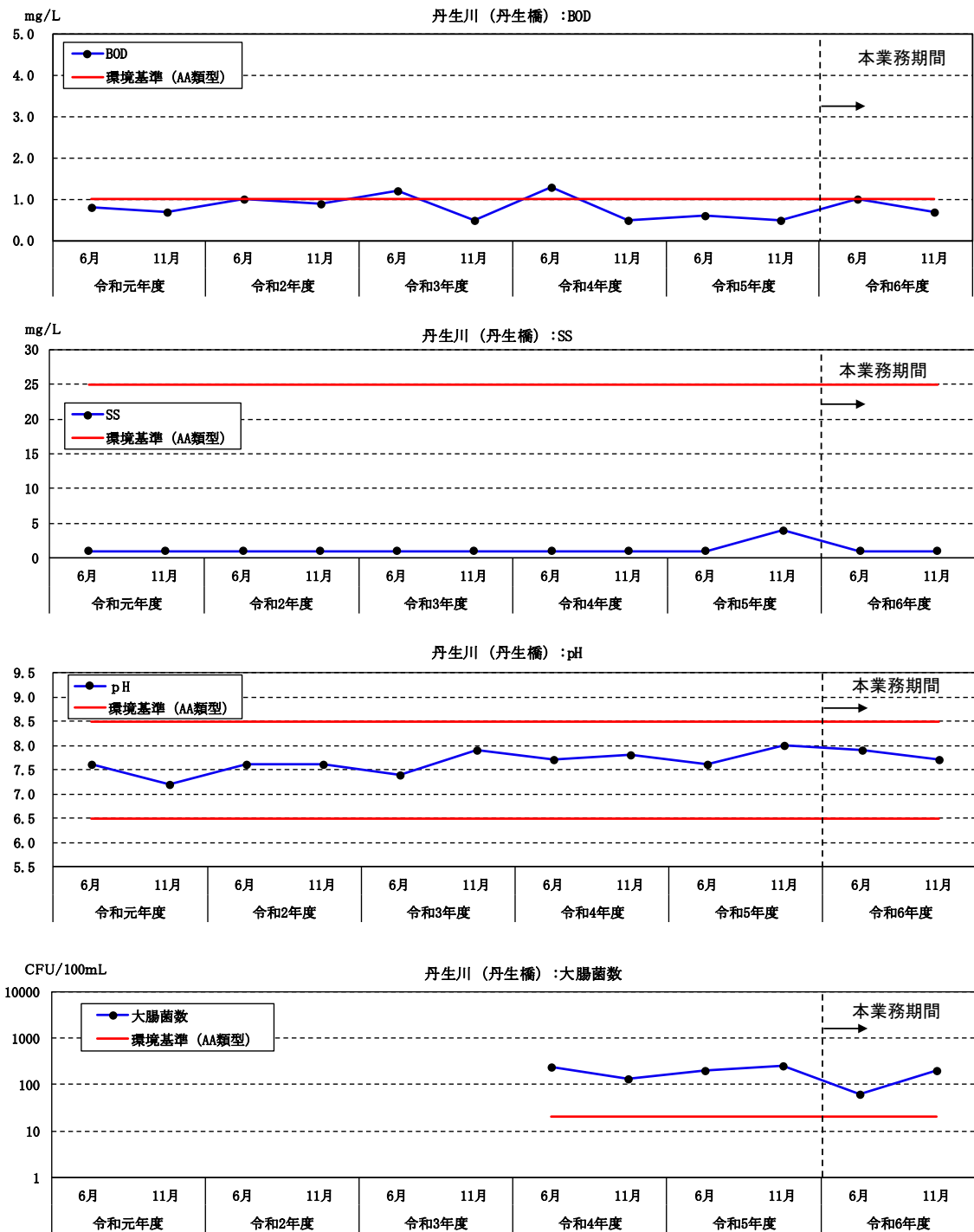


図 4-2 経年変化（丹生橋）

4-3 星ヶ丘川調査結果

星ヶ丘川の調査結果を表 4-3(1)～表 4-3(3)に示し、経年変化を図 4-3(1)～図 4-3(2)に示す。星ヶ丘川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の濁川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、香肌奥伊勢資源化プラザ前は、BOD、pH、大腸菌数が環境基準を超過する調査月が散見され、丹生色太地内では、BOD、大腸菌数が環境基準を超過していたが、概ね過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、両地点ともに環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲内であった。

表 4-3(1) 調査結果および基準値（香肌奥伊勢資源化プラザ前）

項目	地点 年月日 単位	星ヶ丘川(香肌奥伊勢資源化プラザ前)		環境基準 (AA類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	13:30	10:17	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	29.5	19.5	—
水温	℃	25.0	17.3	—
pH	—	8.6	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.3	0.7	1以下
COD	mg/L	1.6	1.8	—
SS	mg/L	1	2	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	180	110	20以下
全窒素	mg/L	0.86	0.51	—
全りん	mg/L	0.053	0.014	—
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	<0.01	—
亜鉛	mg/L	—	0.022	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.10	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.01	—
全クロム	mg/L	—	<0.01	—
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.002	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-3(2) 調査結果および基準値（丹生色太地内：5、7、9 月）

項目	地点 年月日 単位	星ヶ丘川(丹生色太地内)			環境基準 (AA類型)
		令和6年5月30日	令和6年7月8日	令和6年9月24日	
採水時刻	時:分	13:45	10:37	11:42	—
天候	—	曇	晴	曇	—
気温	℃	23.1	32.3	24.7	—
水温	℃	18.8	24.2	22.0	—
pH	—	7.8	7.9	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.2	1.4	1.1	1以下
SS	mg/L	5	1	1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	8.1	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	350	790	280	20以下

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-3(3) 調査結果および基準値（丹生色太地内：11、1、3 月）

項目	地点 年月日 単位	星ヶ丘川(丹生色太地内)			環境基準 (AA類型)
		令和6年11月5日	令和7年1月6日	令和7年3月3日	
採水時刻	時:分	10:33	11:29	12:00	—
天候	—	晴	曇	雨	—
気温	℃	19.0	7.9	8.9	—
水温	℃	17.0	6.8	10.1	—
pH	—	7.8	7.7	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	1.6	1.4	1以下
SS	mg/L	1	2	6	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	12	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	400	180	1200	20以下

※基準超過項目を黄色で示す。

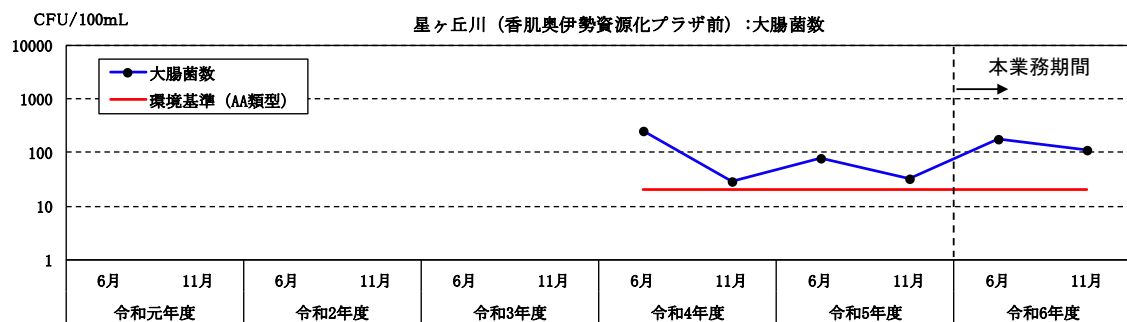
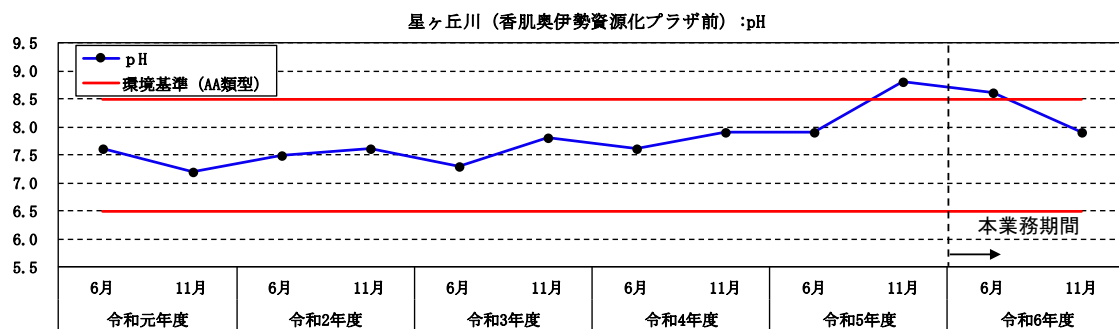
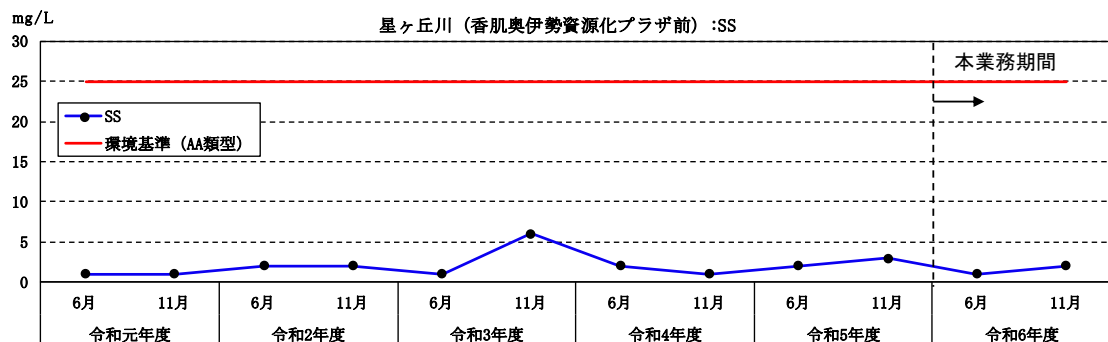
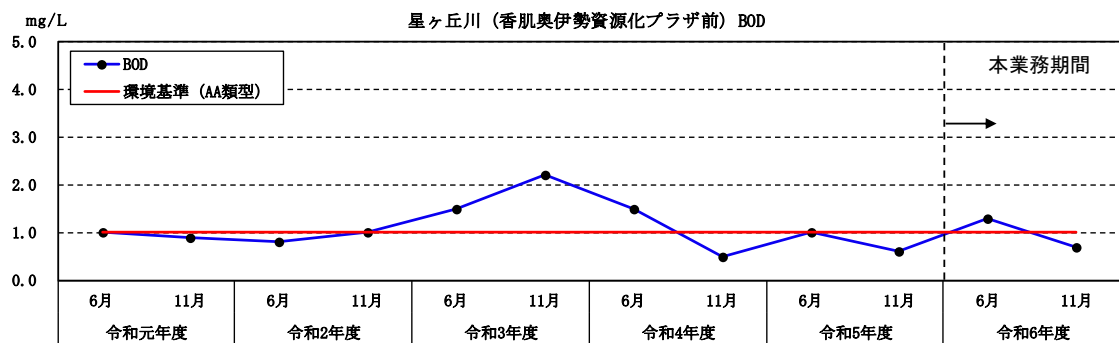


図 4-3(1) 経年変化（香肌奥伊勢資源化プラザ前）

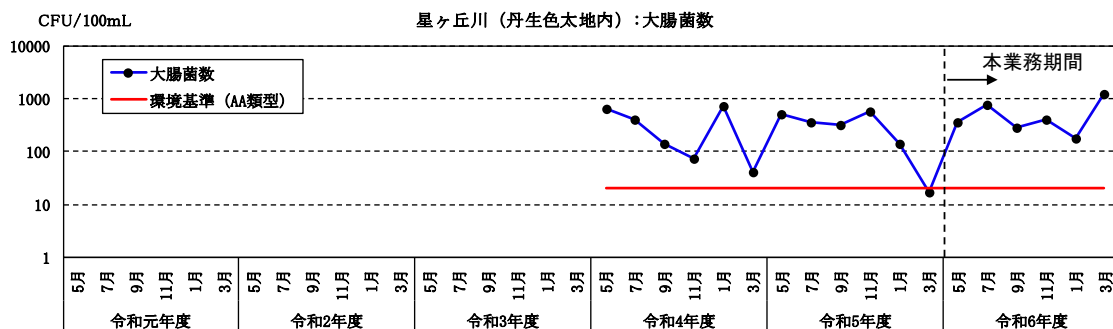
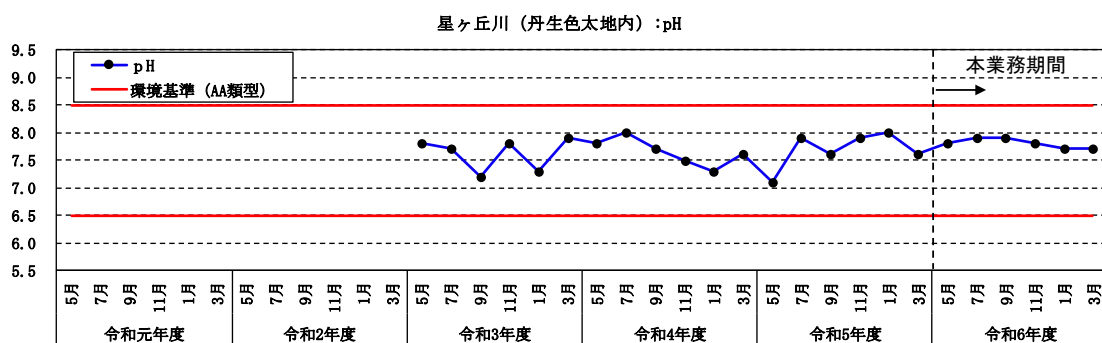
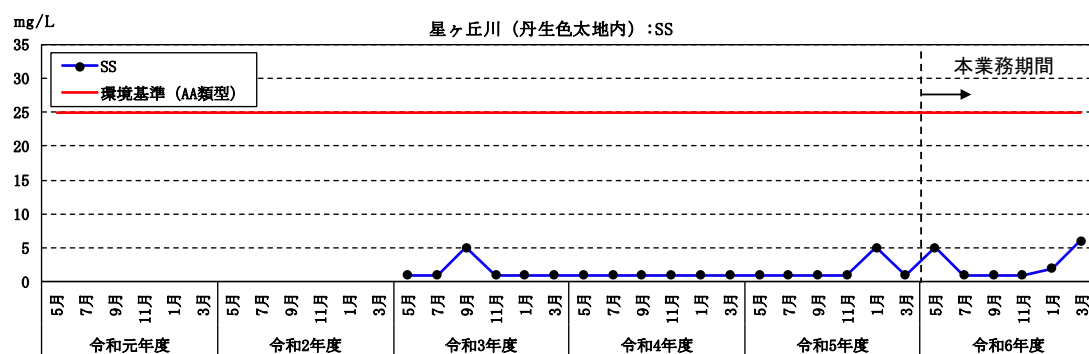
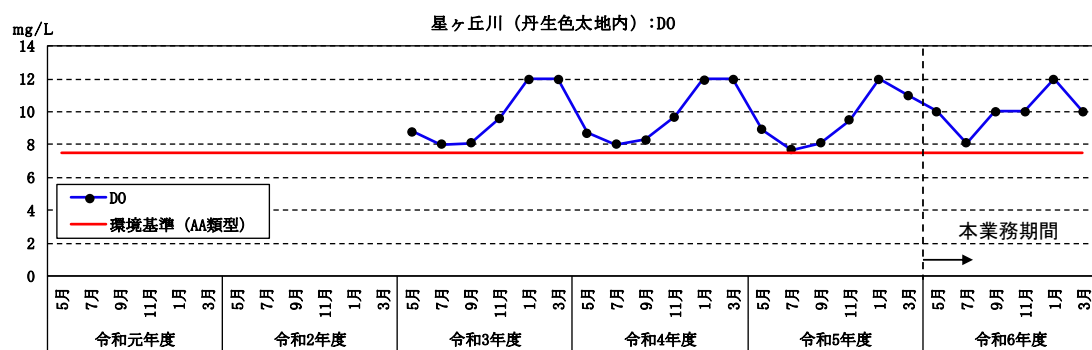
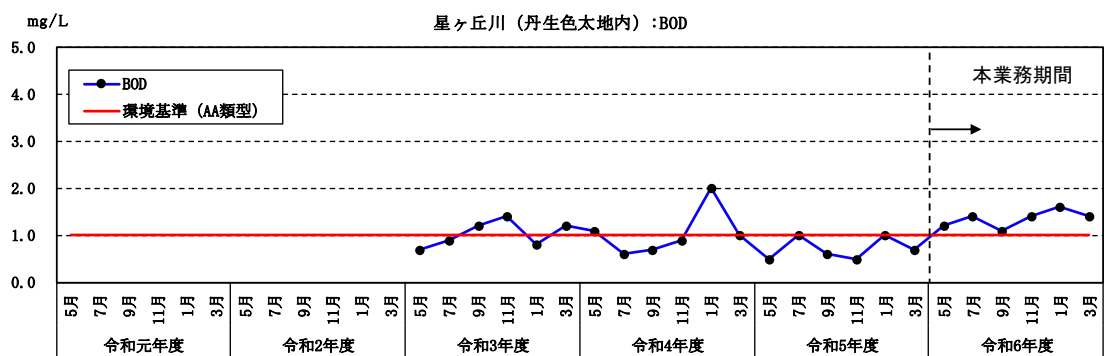


図 4-3(2) 経年変化（丹生色太地内）

4-4 片野川調査結果

片野川の調査結果を表 4-4 に示し、経年変化を図 4-4 に示す。片野川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、6 月に大腸菌数が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、両地点ともに環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-4 調査結果および基準値（九軒組集会所前）

項目	地点 年月日 単位	片野川(九軒組集会所前)		環境基準 (AA類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	14:24	8:42	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	30.1	17.5	—
水温	℃	19.2	17.5	—
pH	—	7.3	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.6	0.8	1以下
COD	mg/L	1.1	1.2	—
SS	mg/L	1	1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	97	11	20以下
全窒素	mg/L	1.2	2.4	—
全りん	mg/L	0.021	0.033	—
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	<0.01	—
亜鉛	mg/L	—	0.007	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.01	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.01	—
全クロム	mg/L	—	<0.01	—
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.002	—

※基準超過項目を黄色で示す。

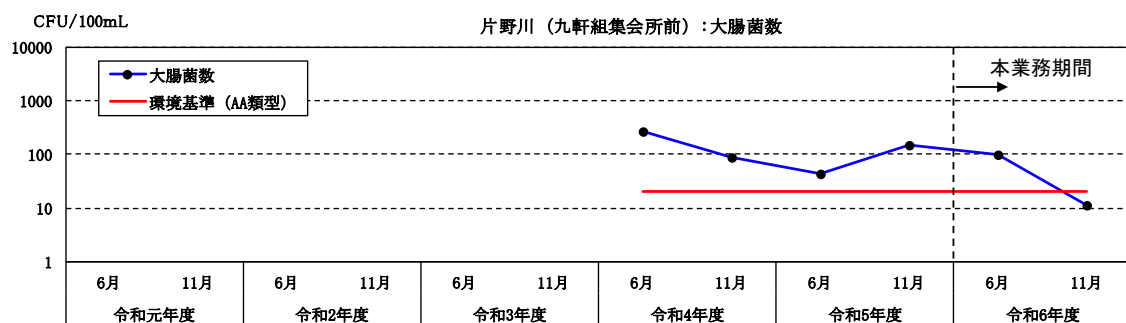
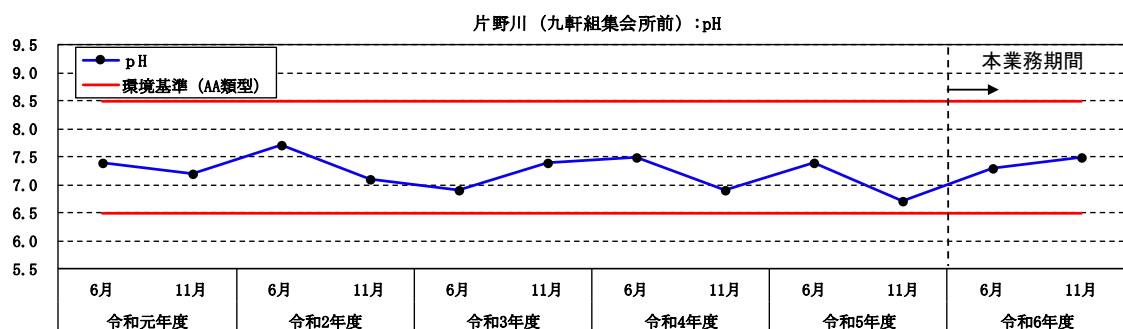
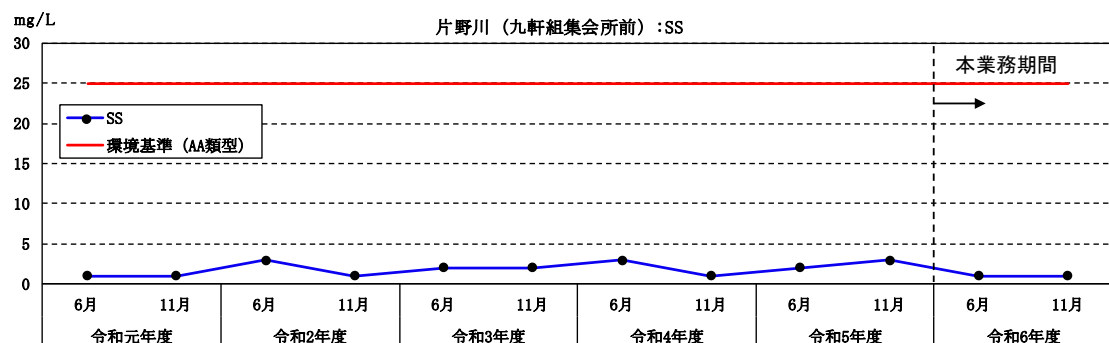
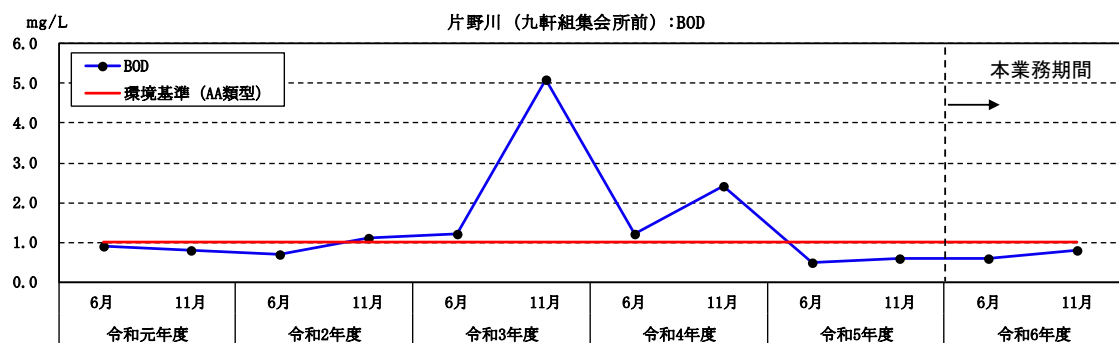


図 4-4 経年変化（九軒組集会所前）

4-5 朝柄川調査結果

朝柄川の調査結果を表 4-5 に示し、経年変化を図 4-5 に示す。朝柄川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、6 月の BOD、6 月及び 11 月の大腸菌数が環境基準を超過していたが、概ね過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-5 調査結果および基準値（勢和振興事務所前）

項目	単位 地点 年月日	朝柄川(勢和振興事務所前)		環境基準 (AA類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	14:32	9:05	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	30.0	17.9	—
水温	℃	24.7	16.9	—
pH	—	7.7	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.2	<0.5	1以下
COD	mg/L	2.0	1.2	—
SS	mg/L	1	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	170	180	20以下
全窒素	mg/L	0.38	0.59	—
全りん	mg/L	0.022	0.015	—
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	<0.01	—
亜鉛	mg/L	—	0.001	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.02	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.01	—
全クロム	mg/L	—	<0.01	—
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.002	—

※基準超過項目を黄色で示す。

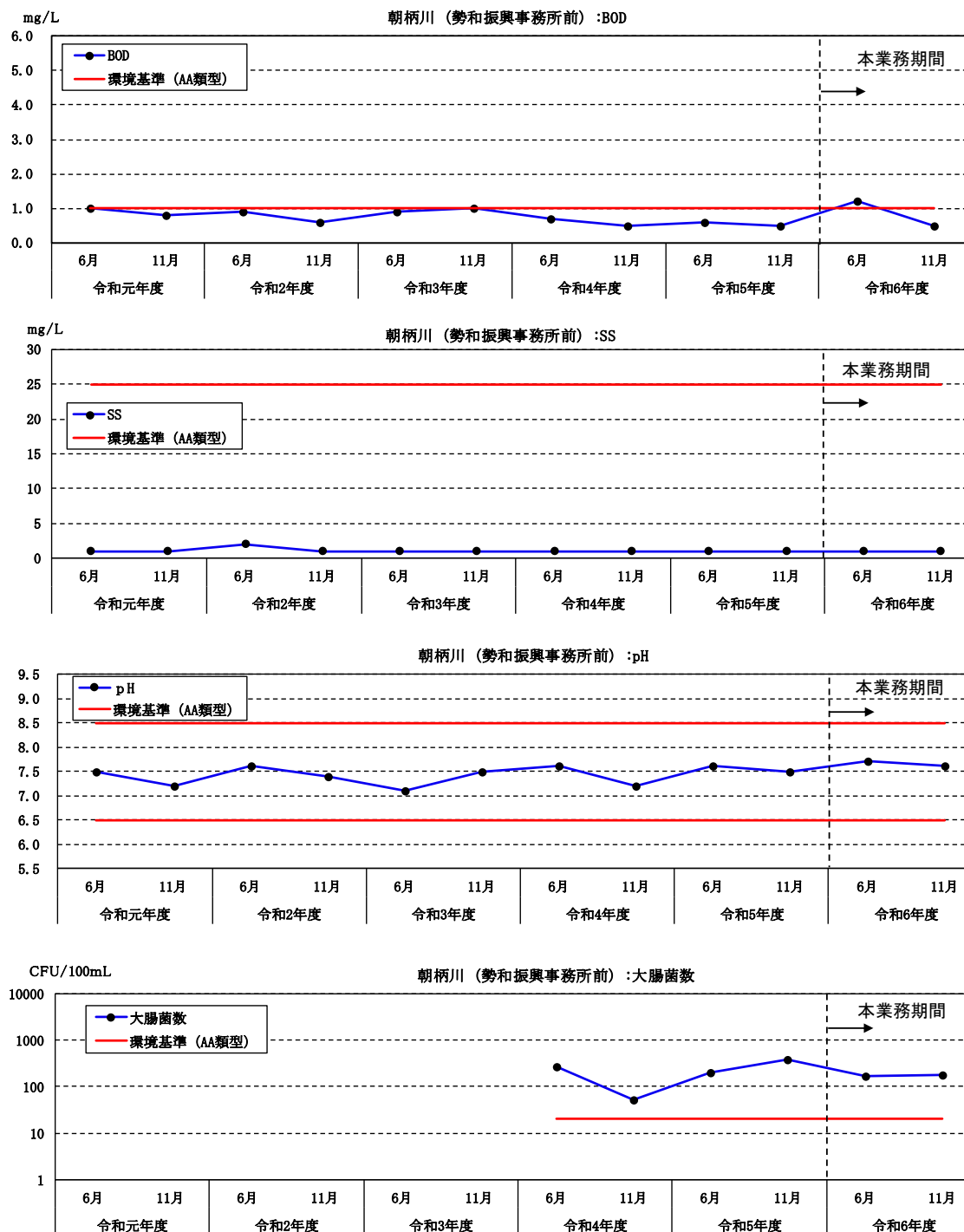


図 4-5 経年変化（勢和振興事務所前）

4-6 濁川調査結果

濁川の調査結果を表 4-6 に示し、経年変化を図 4-6 に示す。濁川は環境基準の AA 類型に指定されているため、同類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、大腸菌数が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲内であった。

表 4-6 調査結果および基準値（濁川橋下流）

項目	地点 年月日 単位	濁川(濁川橋下流)		環境基準 (AA類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	14:55	11:00	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	30.1	18.3	—
水温	℃	24.5	16.8	—
pH	—	8.0	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.9	0.6	1以下
COD	mg/L	1.5	0.6	—
SS	mg/L	<1	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	430	140	20以下
全窒素	mg/L	0.43	0.49	—
全りん	mg/L	0.011	0.007	—
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	<0.01	—
亜鉛	mg/L	—	0.003	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.02	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.01	—
全クロム	mg/L	—	<0.01	—
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.002	—

※基準超過項目を黄色で示す。

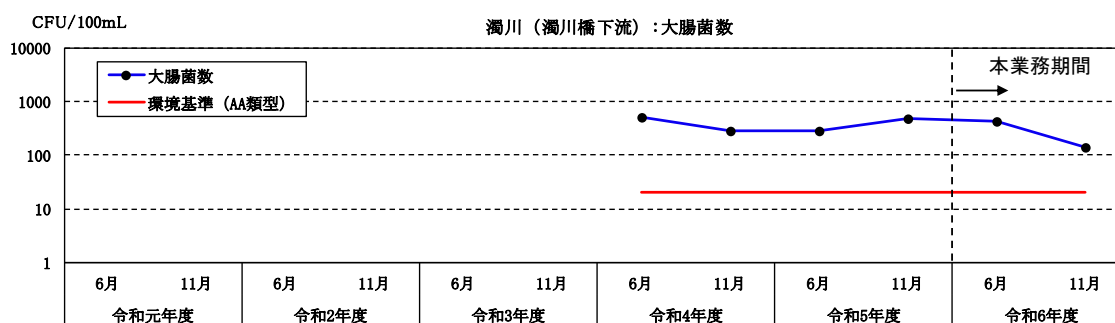
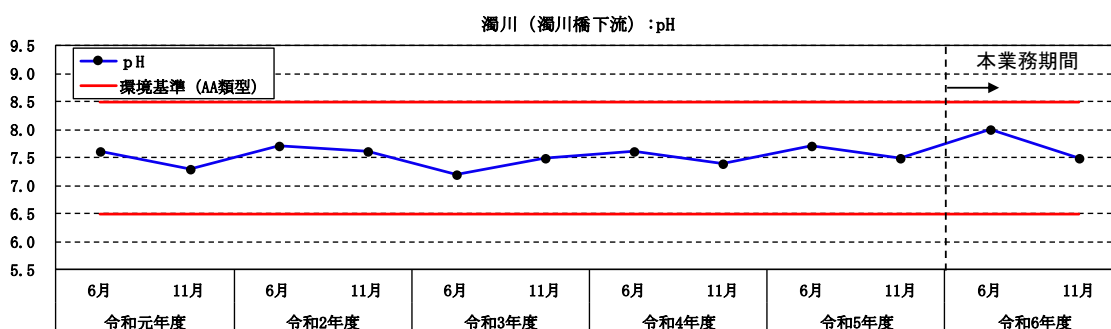
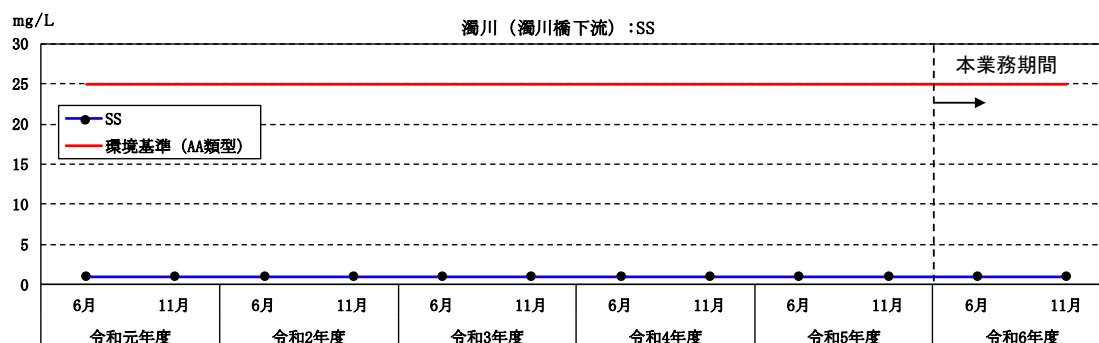
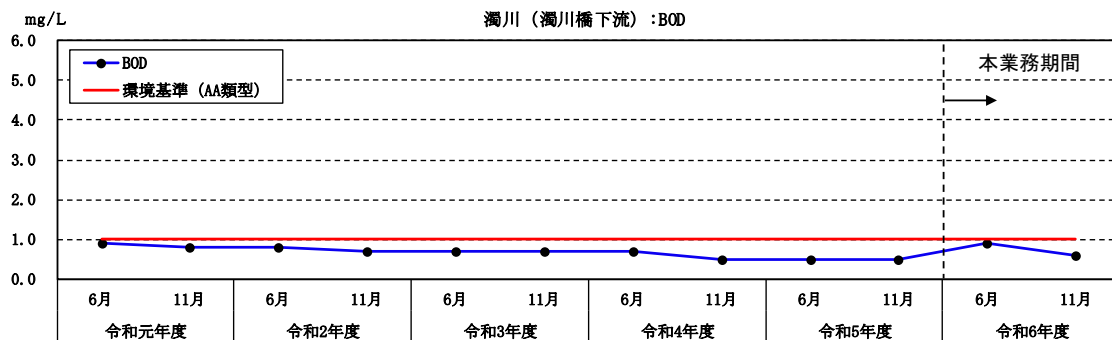


図 4-6 経年変化（勢和振興事務所前）

4-7 相可川調査結果

相可川の調査結果を表 4-7(1)～表 4-7(2)に示し、経年変化を図 4-7(1)～図 4-7(2)に示す。相可川には環境基準の類型指定はないが、A 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、多気ニュータウン放流下流は 6 月調査の BOD 及び大腸菌数が環境基準を超過していた。6 月に大腸菌数が過年度の最大値を超過していたが、11 月には環境基準値以下となった。これについて、6 月調査時は水温が 27.0℃と高く大腸菌が増加しやすい条件であったためであると考えられる。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。消防署西側の環境基準項目は、全項目ともに環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲であった。

表 4-7(1) 調査結果および基準値（多気ニュータウン放流下流）

項目	地点 年月日 単位	相可川(多気ニュータウン放流下流)		環境基準 (A類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	10:42	14:05	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	27.2	20.2	—
水温	℃	27.0	20.1	—
pH	—	7.3	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	4.5	1.4	2以下
SS	mg/L	20	5	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.5	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	3500	38	300以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	5.6	2.1	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-7(2) 調査結果および基準値（消防署西側）

項目	地点 年月日 単位	相可川(消防署西側)		環境基準 (A類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	10:01	13:40	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	26.8	20.4	—
水温	℃	24.0	18.5	—
pH	—	7.8	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	1.1	2以下
SS	mg/L	1	6	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	210	170	300以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	0.67	1.0	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

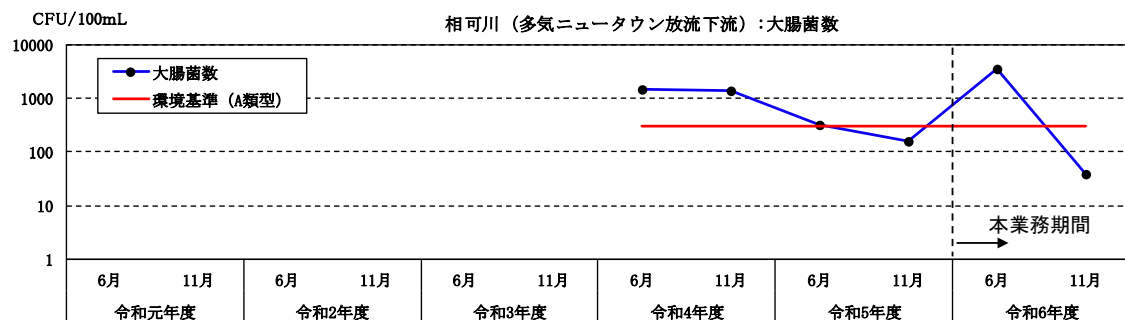
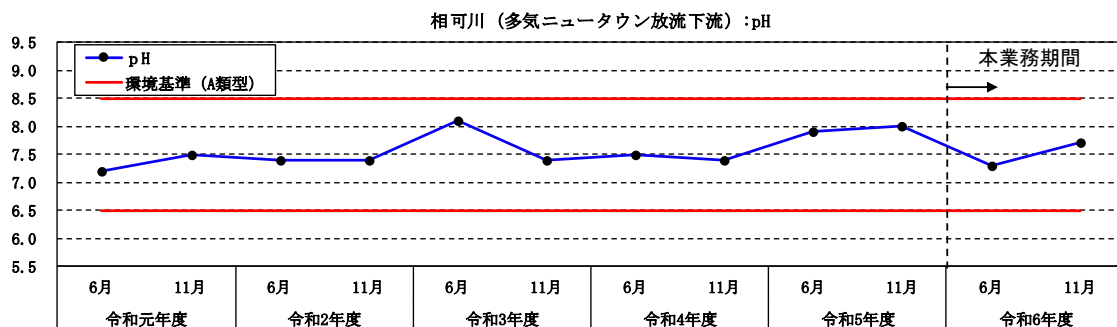
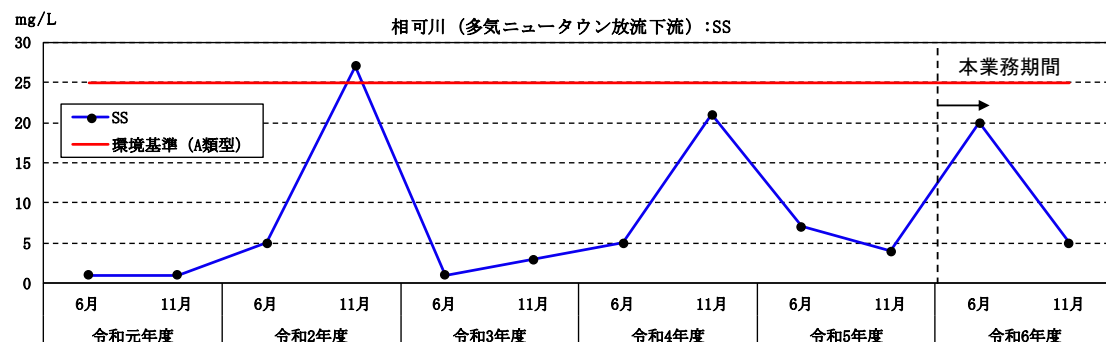
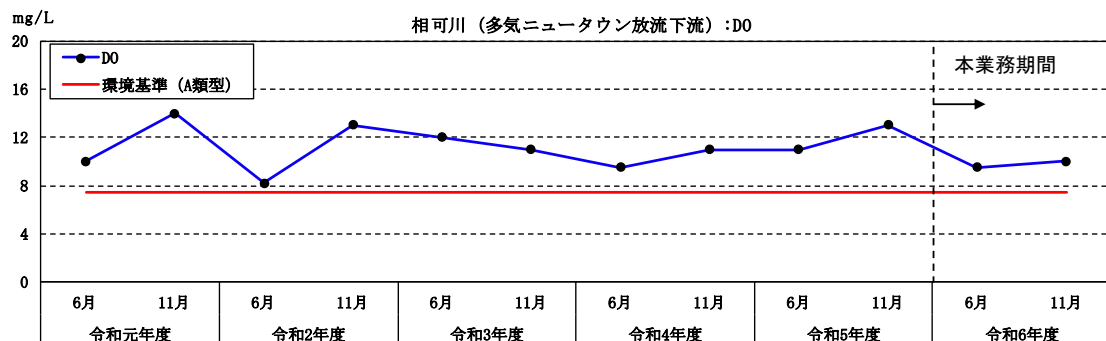
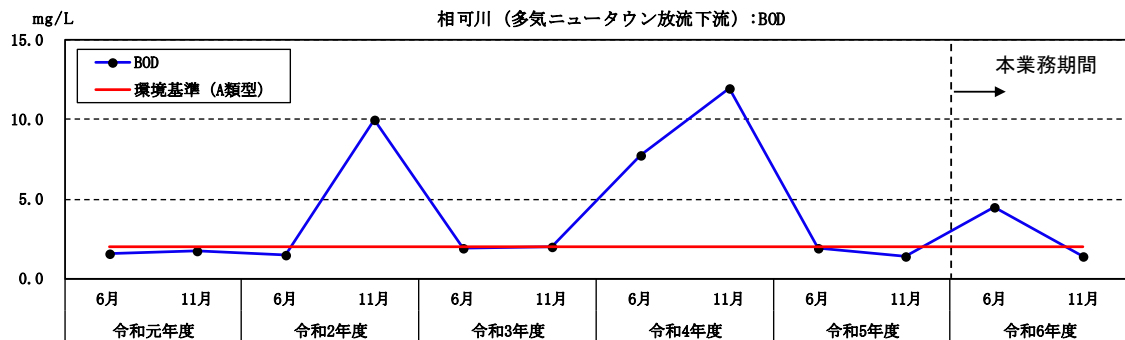


図 4-7(1) 経年変化（多気ニュータウン放流下流）

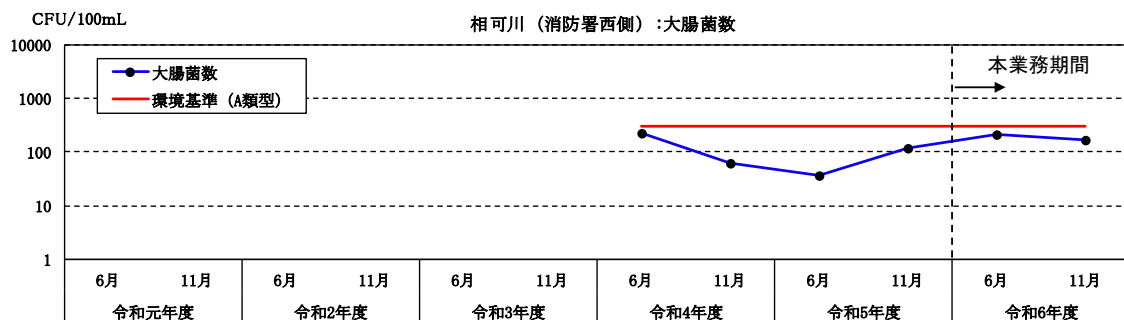
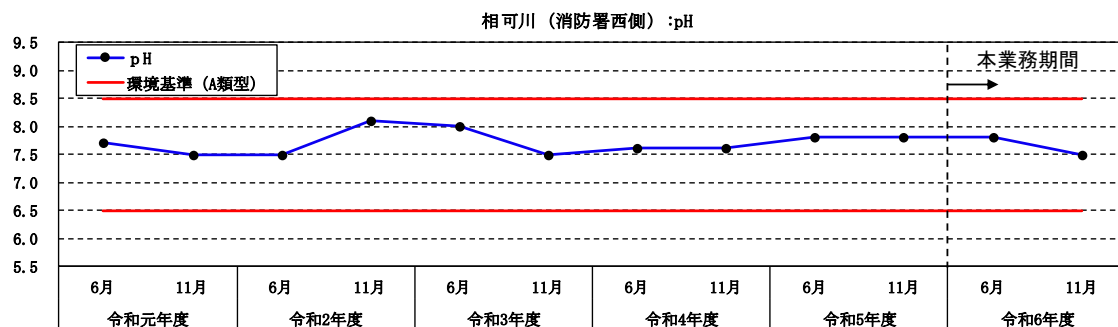
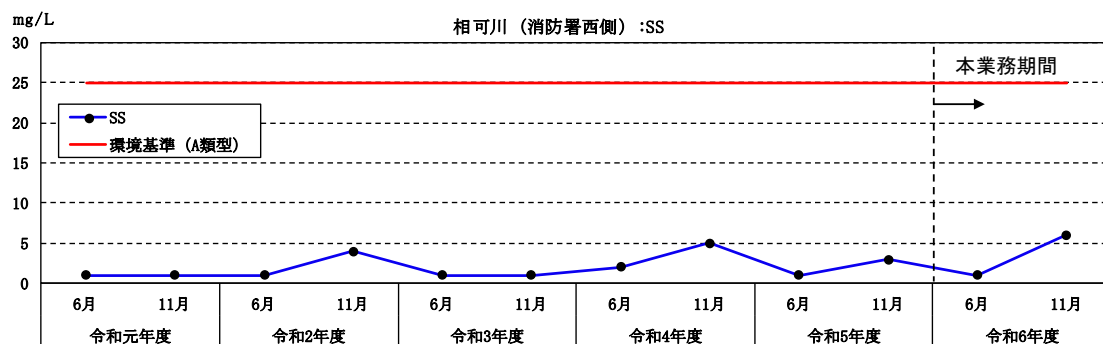
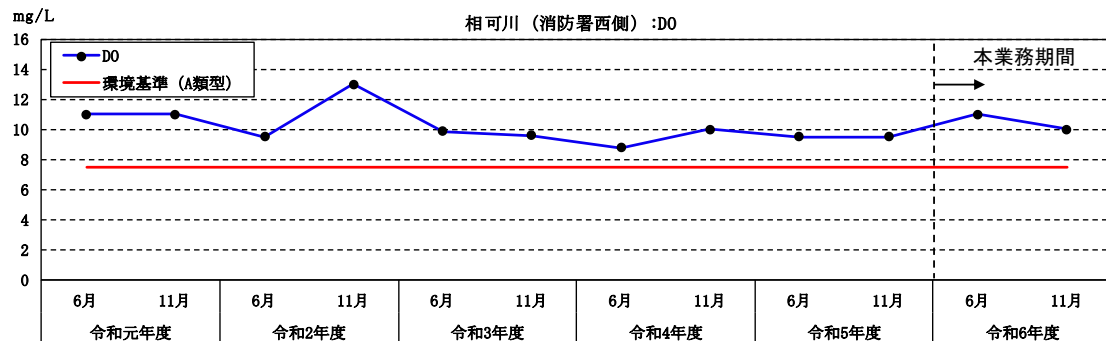
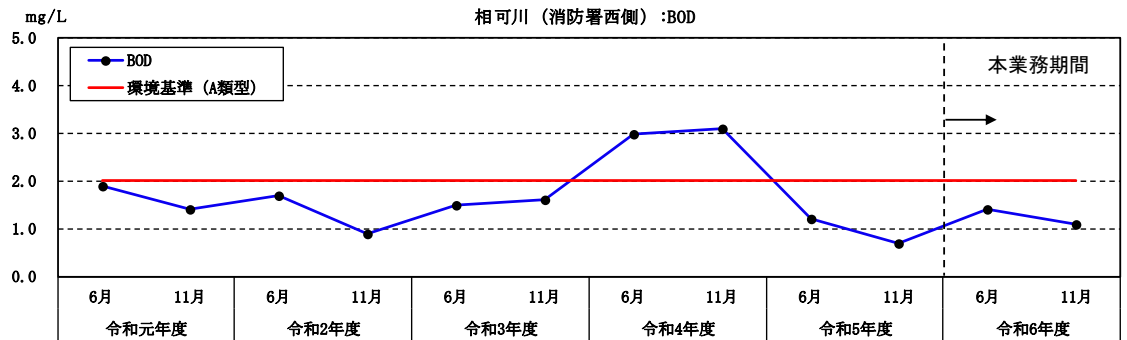


図 4-7(2) 経年変化（消防署西側）

4-8 佐奈川調査結果

佐奈川の調査結果を表 4-8(1)～表 4-8(6)に示し、経年変化を図 4-8(1)～図 4-8(4)に示す。佐奈川には環境基準の類型指定はないが、A 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、ヴィソン下流は 5 月及び 3 月調査の大腸菌数、1 月及び 3 月調査の BOD が環境基準を超過していた。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。1 月調査の BOD は 6.3mg/L と高い値であり、3 月調査時には 2.3mg/L と低下したものの、環境基準を超過する値であった。3 月調査時に追加でヴィソン浄化槽の BOD を分析したが、1.5 mg/L と同基準を満足する値であった。ヴィソン浄化槽に比べ、ヴィソン下流の値が高いことから、落ち葉等の植物が水路に沈降したことで、有機物が増え、BOD が上昇したと考えられる。

松阪興産下流は 11 月調査の SS が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

達川橋及び田子田橋の環境基準項目は、全項目ともに環境基準を満足する値であった。両地点ともに SS が過年度の最大値をわずかに超過したが、上流（松阪興産下流）の影響を受けたためであると考えられる。

表 4-8(1) 調査結果および基準値（ヴィソン下流：5、7、9 月）

項目	単位 地点 年月日	ヴィソン下流			環境基準 (A 類型)
		令和 6 年 5 月 30 日	令和 6 年 7 月 8 日	令和 6 年 9 月 24 日	
採水時刻	時:分	16:37	10:15	12:10	—
天候	—	曇	晴	曇	—
気温	℃	23.2	34.5	25.0	—
水温	℃	18.9	23.8	23.0	—
pH	—	7.6	7.6	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.3	1.5	0.7	2 以下
SS	mg/L	2	4	5	25 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.1	7.6	8.1	7.5 以上
大腸菌数	CFU/100mL	350	220	49	300 以下

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-8(2) 調査結果および基準値（ヴィソン下流：11、1、3 月）

項目	単位 地点 年月日	ヴィソン下流			環境基準 (A 類型)
		令和 6 年 11 月 5 日	令和 7 年 1 月 6 日	令和 7 年 3 月 3 日	
採水時刻	時:分	11:22	11:00	11:32	—
天候	—	晴	曇	雨	—
気温	℃	20.0	9.0	9.1	—
水温	℃	18.4	11.5	11.5	—
pH	—	7.6	7.6	7.4	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.3	6.3	2.3	2 以下
SS	mg/L	1	<1	5	25 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	9.0	9.7	7.5 以上
大腸菌数	CFU/100mL	54	14	2900	300 以下

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-8(3) 調査結果および基準値（ヴィソン浄化槽）

項目	単位	地点 年月日	ヴィソン浄化槽 令和7年3月3日	環境基準 (A類型)
採水時刻	時:分		11:20	—
天候	—		曇	—
気温	℃		8.9	—
水温	℃		20.0	—
BOD	mg/L		1.5	2以下

表 4-8(4) 調査結果および基準値（松阪興産下流）

項目	単位	地点 年月日	佐奈川(松阪興産下流)		環境基準 (A類型)
			令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分		15:13	11:37	—
天候	—		晴	晴	—
気温	℃		29.0	20.0	—
水温	℃		24.5	18.7	—
pH	—		7.8	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/L		0.9	0.9	2以下
SS	mg/L		19	54	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L		8.4	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL		99	52	300以下
全窒素	mg/L		1.5	1.4	—
全りん	mg/L		0.073	0.092	—
総水銀	mg/L		<0.0005	<0.0005	—
ニッケル	mg/L		<0.01	<0.01	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L		<0.5	<0.5	—
濁度	度		17	45	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-8(5) 調査結果および基準値（達川橋）

項目	地点 年月日 単位	佐奈川(達川橋)		環境基準 (A類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	12:19	11:50	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	29.2	20.2	—
水温	℃	25.1	18.0	—
pH	—	8.0	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.7	0.5	2以下
SS	mg/L	3	8	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	51	230	300以下
全窒素	mg/L	0.66	1.0	—
全りん	mg/L	0.040	0.046	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
ニッケル	mg/L	<0.01	<0.01	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
濁度	度	2.6	8.4	—

表 4-8(6) 調査結果および基準値（田子田橋）

項目	地点 年月日 単位	佐奈川(田子田橋)		環境基準 (A類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	12:04	12:33	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	29.1	20.6	—
水温	℃	25.0	18.8	—
pH	—	7.9	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.0	0.8	2以下
SS	mg/L	1	5	25以下
溶存酸素量	mg/L	9.4	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	98	180	300以下
全窒素	mg/L	0.75	0.91	—
全りん	mg/L	0.038	0.035	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
ニッケル	mg/L	<0.01	<0.01	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
濁度	度	1.8	3.2	—

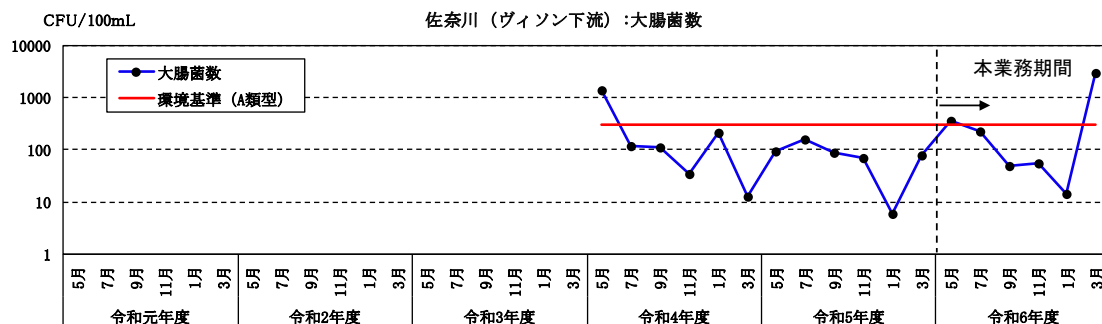
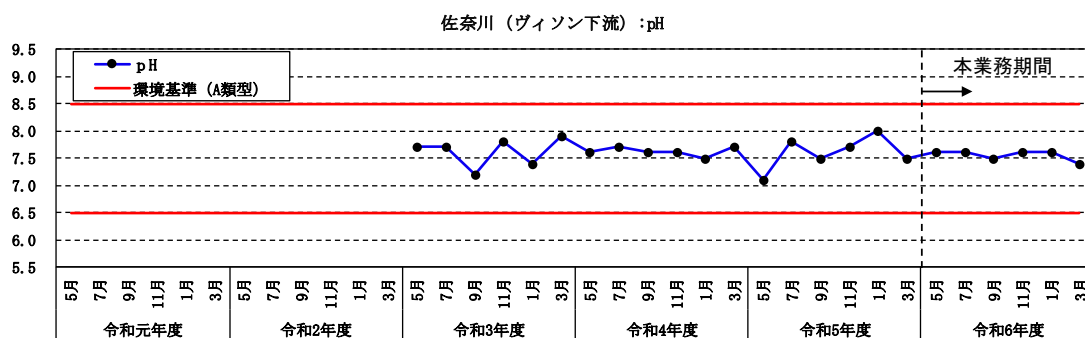
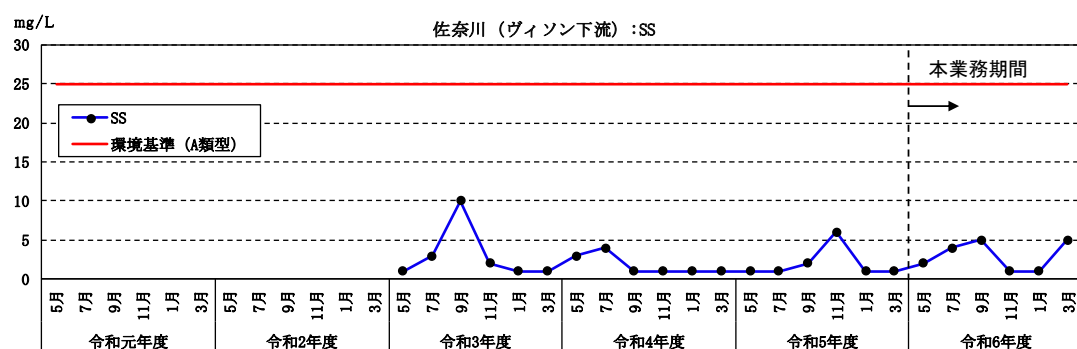
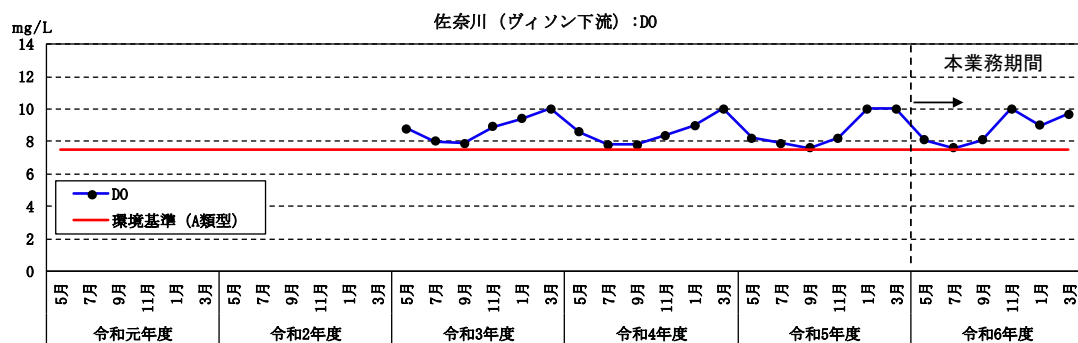
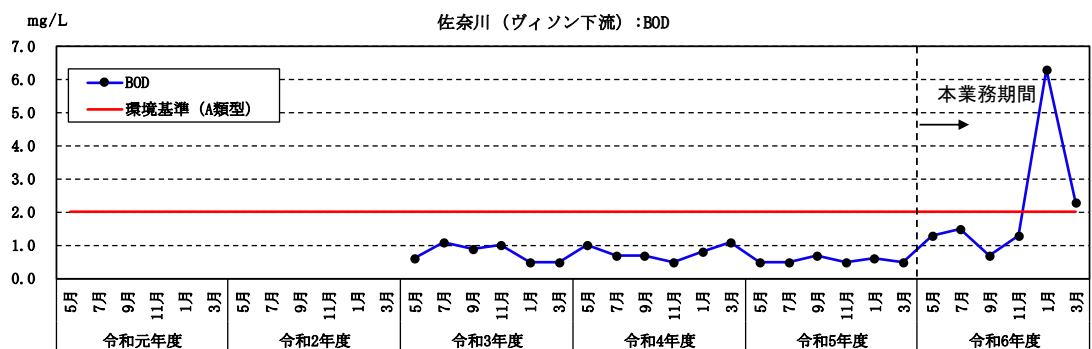


図 4-8(1) 経年変化（ヴィソン下流）

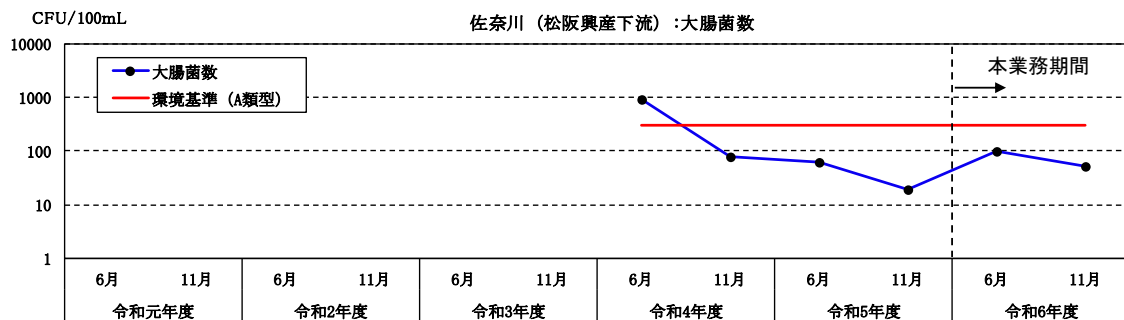
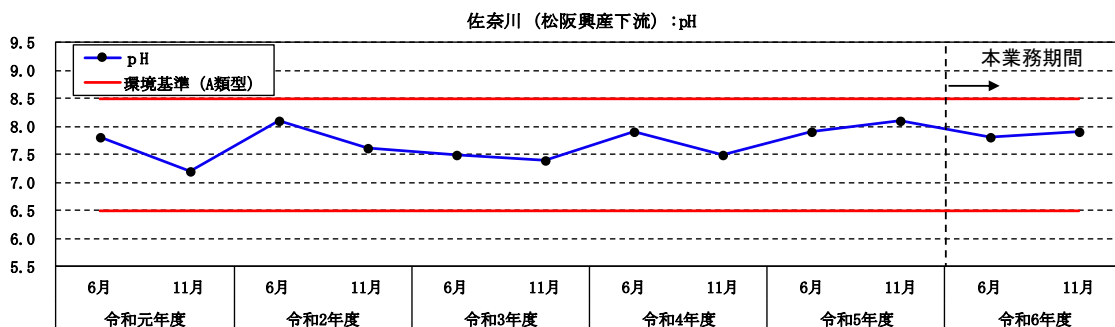
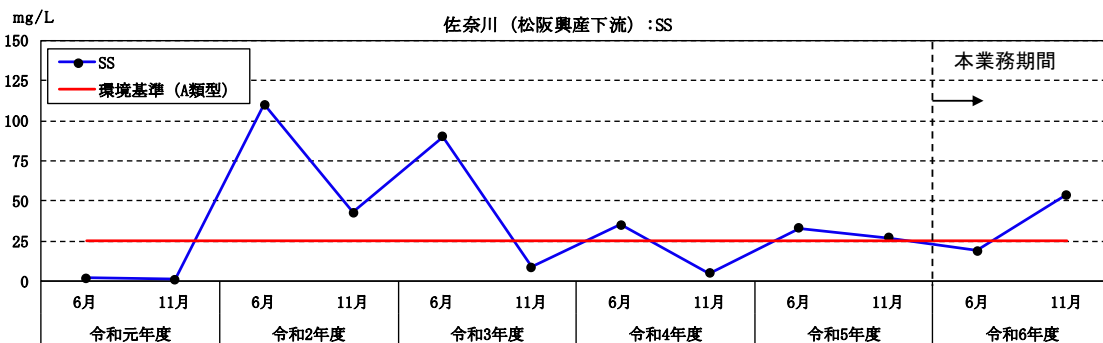
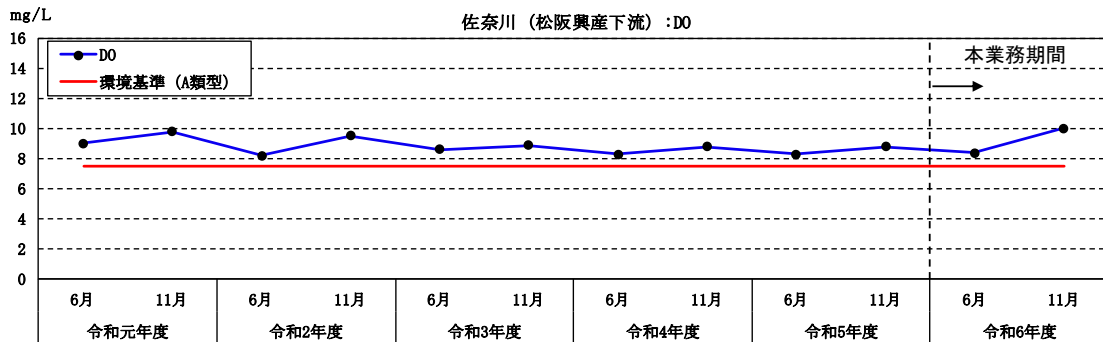
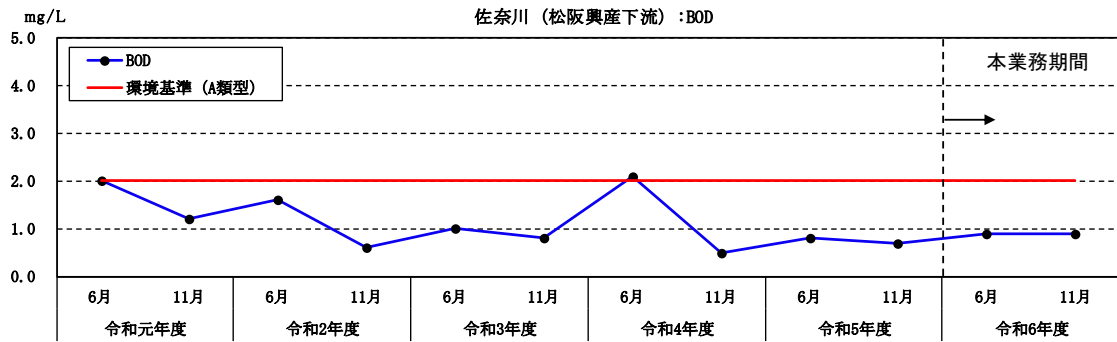


図 4-8(2) 経年変化（松阪興産下流）

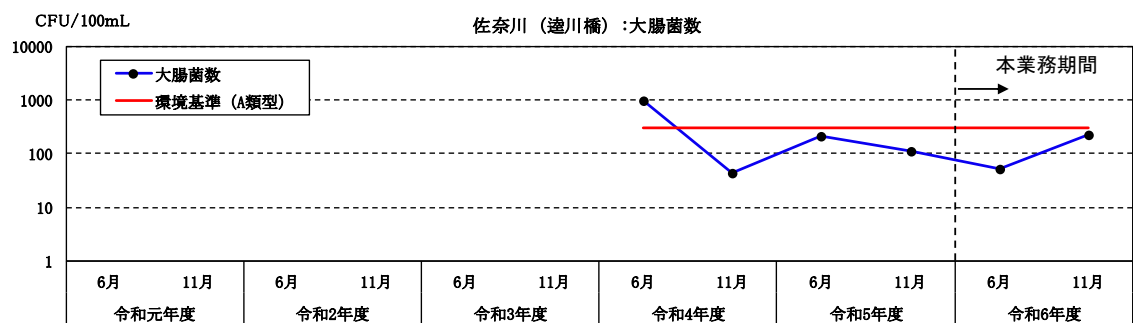
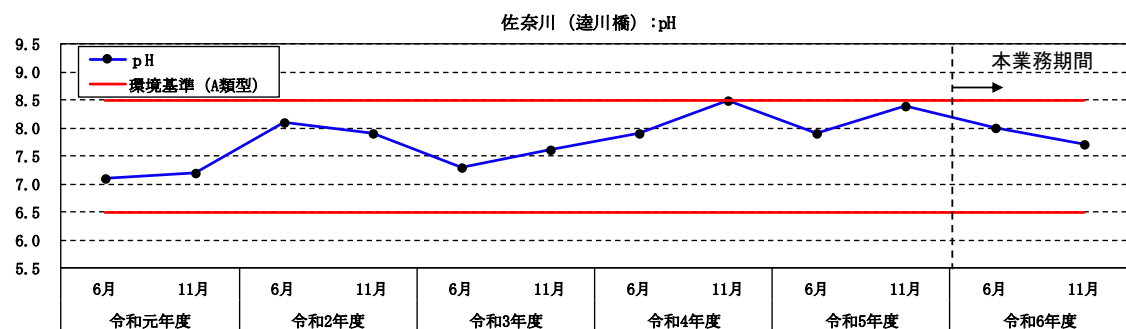
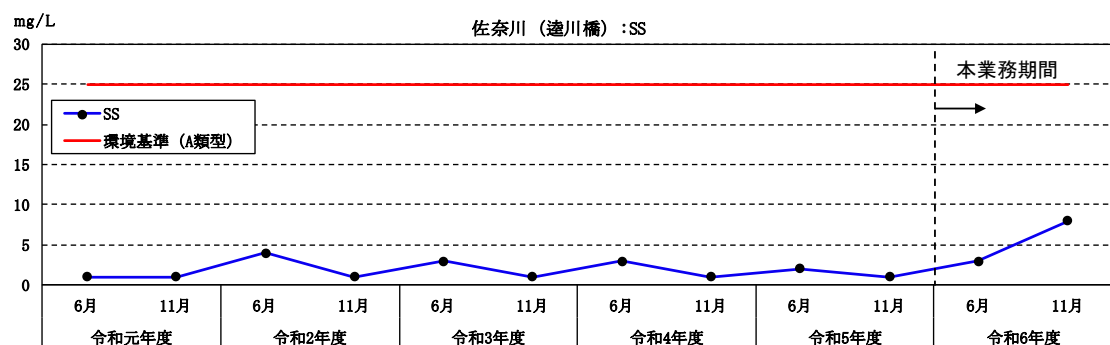
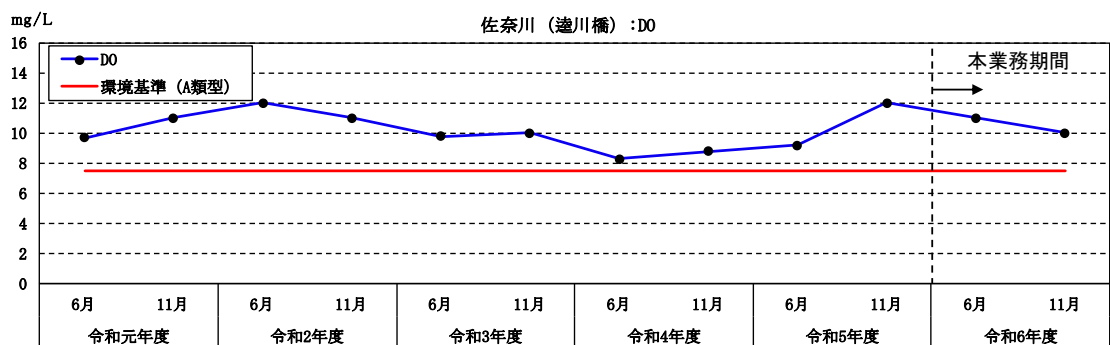
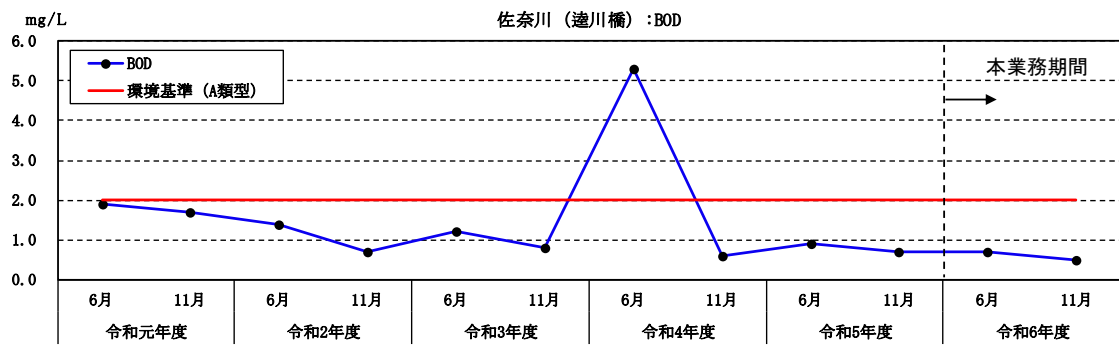


図 4-8(3) 経年変化（遼川橋）

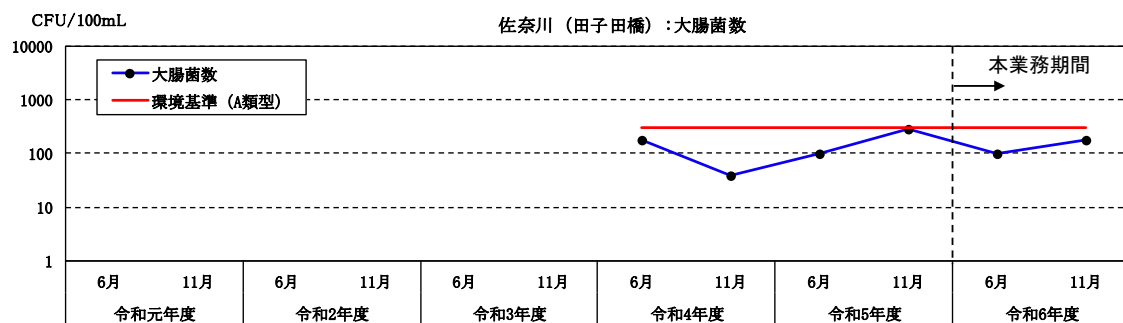
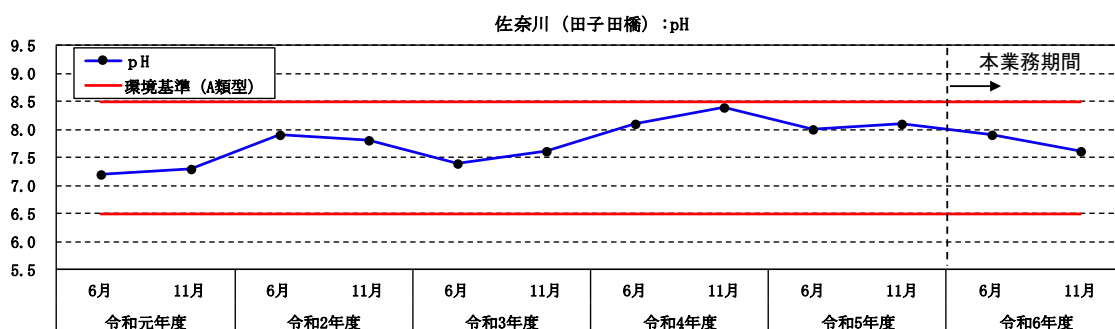
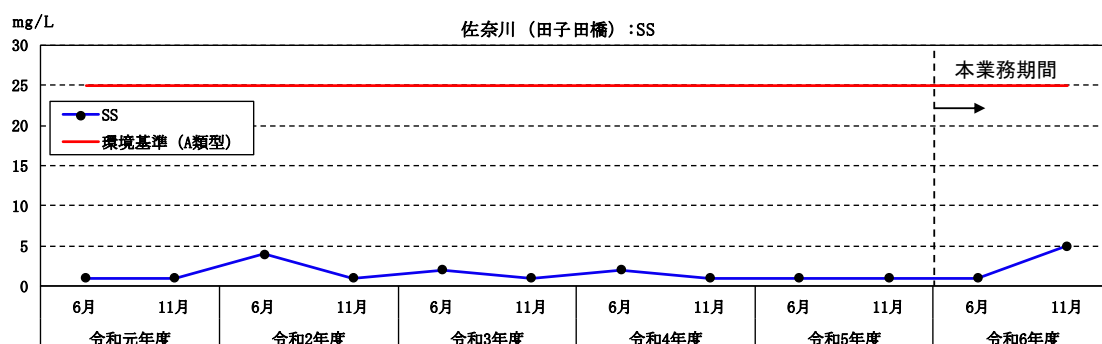
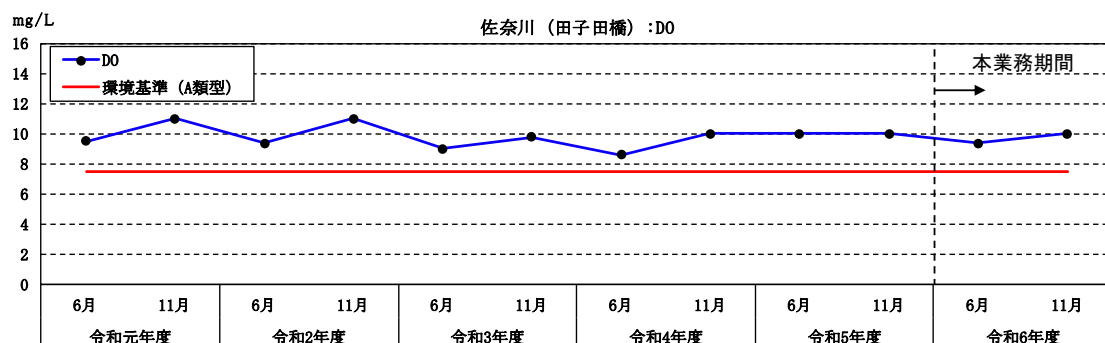
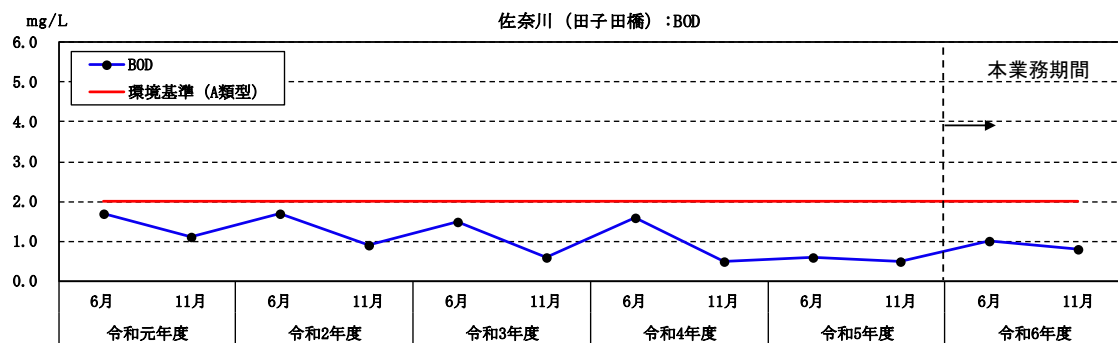


図 4-8(4) 経年変化（田子田橋）

4-9 河田川調査結果

河田川の調査結果を表 4-9 に示し、経年変化を図 4-9 に示す。河田川には環境基準の類型指定はないが、A 類型の櫛田川から分岐している祓川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目は、全項目ともに環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲であった。

表 4-9 調査結果および基準値（河田川合流点上流）

項目	地点 年月日 単位	河田川(合流点上流)		環境基準 (A 類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	16:40	14:38	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	28.0	20.1	—
水温	℃	23.2	17.8	—
pH	—	7.5	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	0.8	2以下
SS	mg/L	10	7	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.9	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	59	160	300以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	0.56	0.59	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

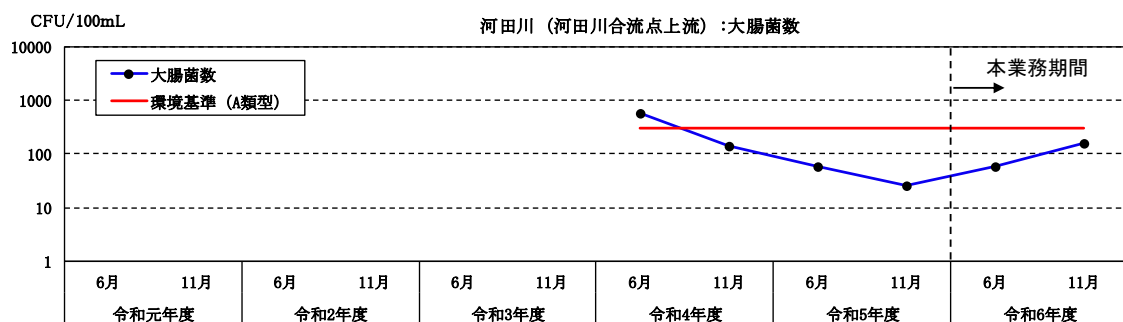
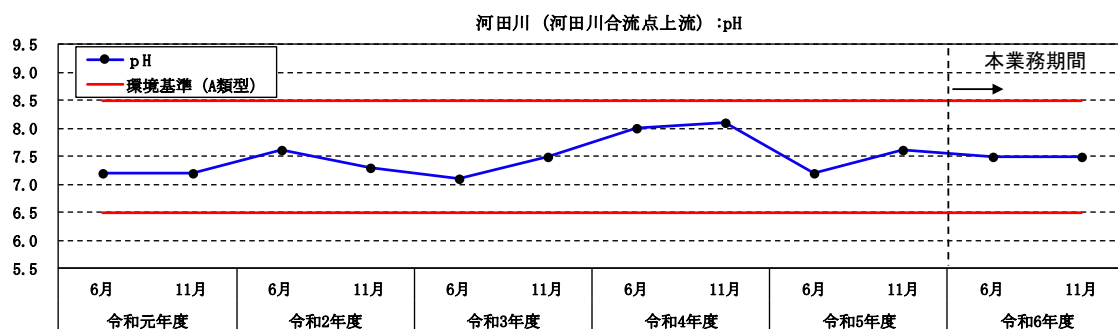
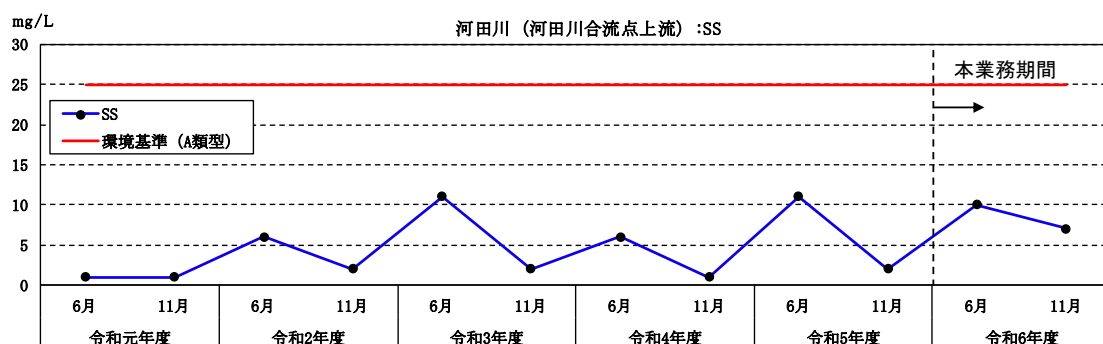
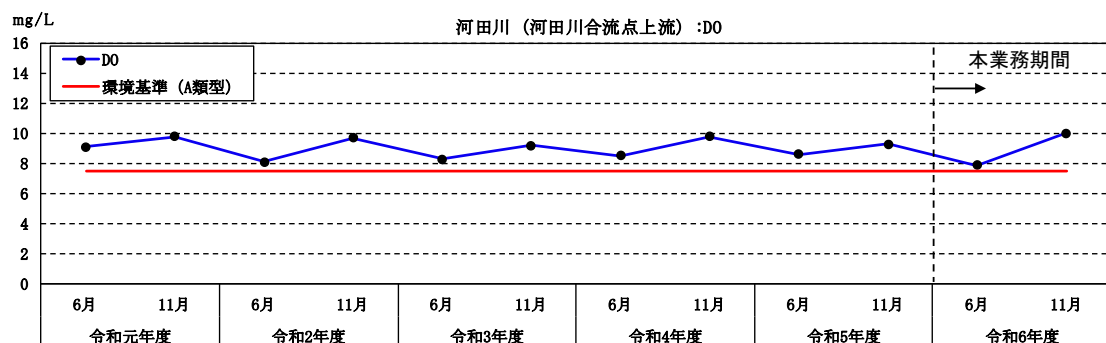
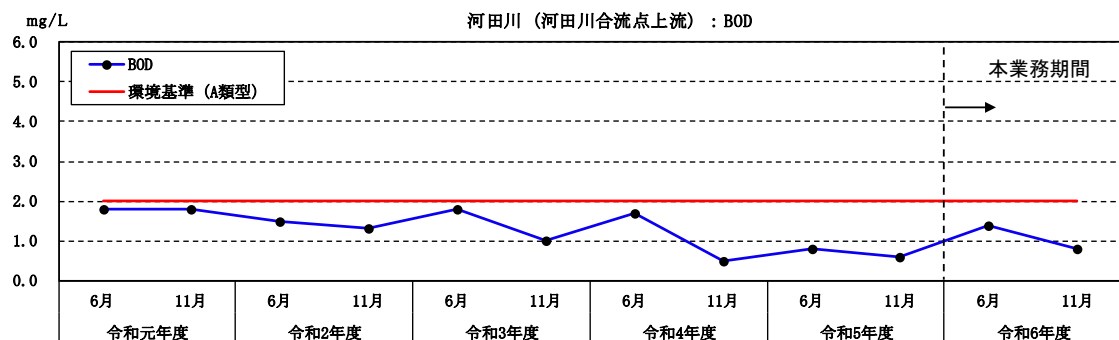


図 4-9 経年変化（河田川合流点上流）

4-10 外城田川調査結果

外城田川の調査結果を表 4-10(1)～表 4-10(3)に示し、経年変化を図 4-10(1)～図 4-10(3)に示す。森荘及び土羽・玉城町境界点は外城田川の環境基準 B 類型に指定されており、鳴子川（合流点上流）では環境基準の類型指定はないが、B 類型の外城田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目は 6 月の鳴子川合流点上流の pH が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であり、藻類の光合成により上昇したと考えられる。その他の環境基準項目については、全地点ともに環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-10(1) 調査結果および基準値（鳴子川合流点上流）

項目	地点 年月日 単位	外城田川(鳴子川合流点上流)		環境基準 (B類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	16:00	15:14	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	28.5	19.6	—
水温	℃	28.1	18.7	—
pH	—	9.8	7.4	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	1.4	3以下
SS	mg/L	<1	1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	10	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	19	36	1000以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	0.73	0.74	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

※基準超過項目を黄色で示す。

表 4-10(2) 調査結果および基準値（森荘）

項目	地点 年月日 単位	外城田川(森荘)				環境基準 (B類型)
		令和6年6月12日	令和6年9月24日	令和6年11月5日	令和6年12月2日	
採水時刻	時:分	16:15	12:41	15:00	10:51	—
天候	—	晴	曇	晴	晴	—
気温	℃	28.2	26.5	19.8	15.5	—
水温	℃	26.0	24.0	18.7	15.0	—
COD	mg/L	4.2	—	1.3	—	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	—	<0.5	—	—
全窒素	mg/L	0.77	—	1.1	—	—
全りん	mg/L	0.034	—	0.011	—	—
電気伝導率	mS/m	10.4	—	9.5	—	—
pH	—	—	6.9	—	6.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	—	1.6	—	1.1	3以下
SS	mg/L	—	3	—	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	—	8.5	—	9.5	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	—	60	—	21	1000以下

表 4-10(3) 調査結果および基準値（土羽・玉城町境界点）

項目	地点 年月日 単位	外城田川(土羽・玉城町境界点)		環境基準 (B類型)
		令和6年9月24日	令和6年12月2日	
採水時刻	時:分	13:00	10:35	—
天候	—	曇	晴	—
気温	℃	26.8	15.3	—
水温	℃	23.6	13.8	—
pH	—	7.4	7.4	6.5～8.5
BOD	mg/L	<0.5	0.8	3以下
COD	mg/L	2.5	1.3	—
SS	mg/L	3	1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.4	10	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	110	70	1000以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	1.4	1.6	—
全りん	mg/L	0.046	0.047	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	—
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	—
六価クロム	mg/L	<0.002	<0.002	—
全シアン	mg/L	不検出(0.1未満)	不検出(0.1未満)	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	—
銅	mg/L	<0.01	<0.01	—
亜鉛	mg/L	0.001	0.001	—
電気伝導率	mS/m	11.3	12.6	—

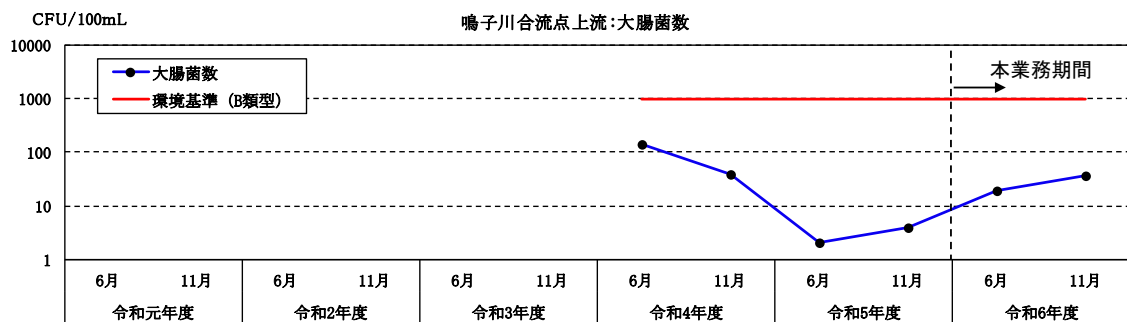
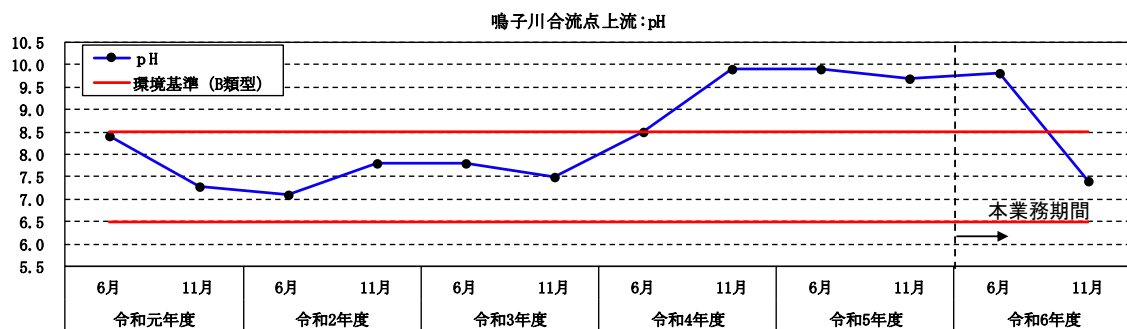
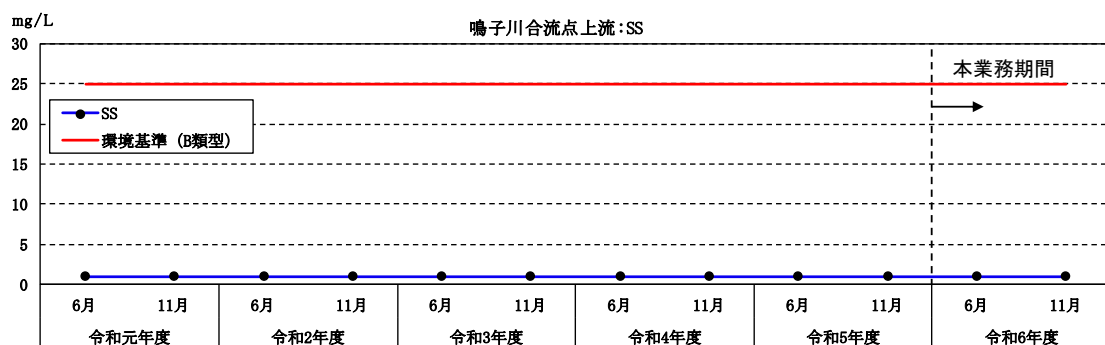
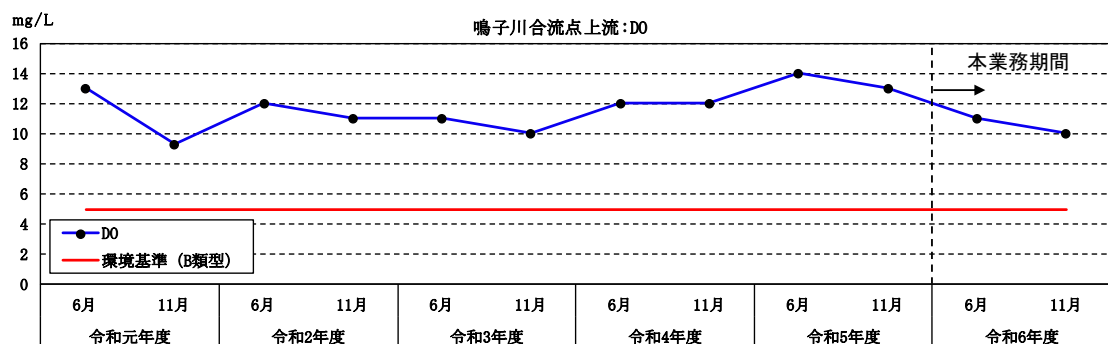
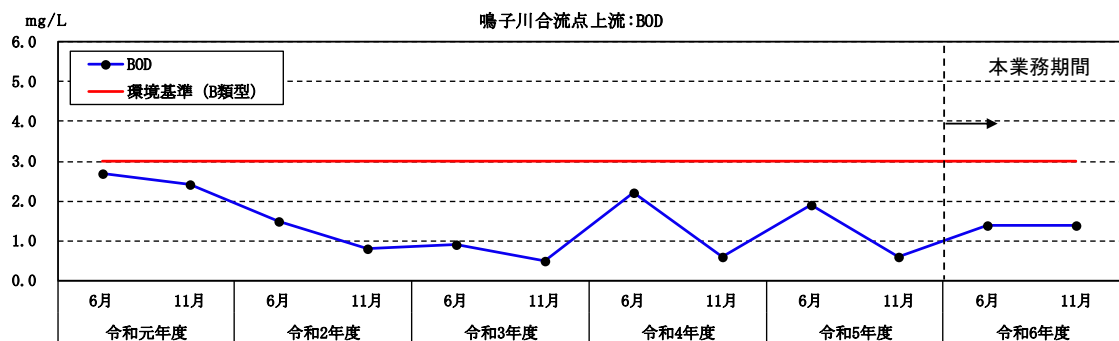


図 4-10(1) 経年変化（鳴子川合流点上流）

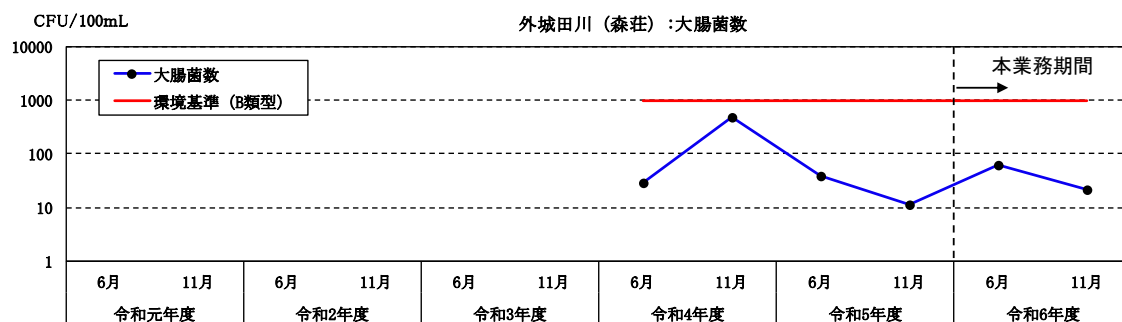
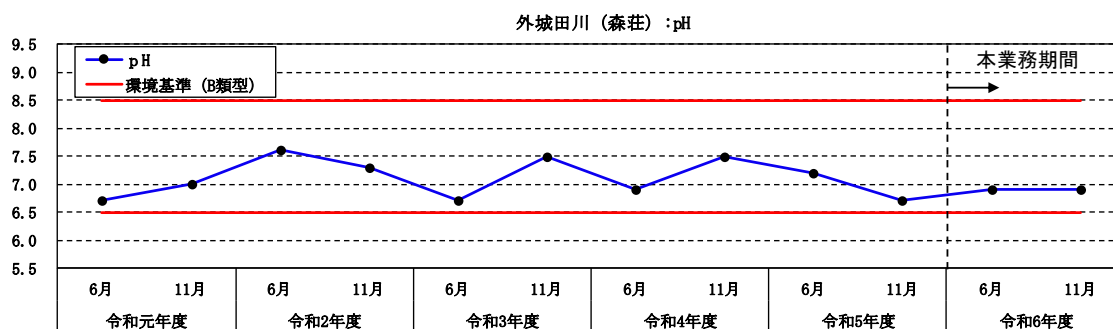
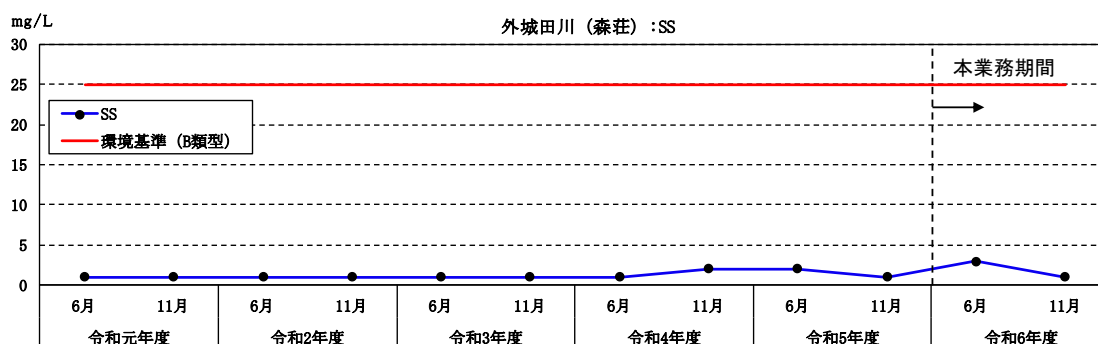
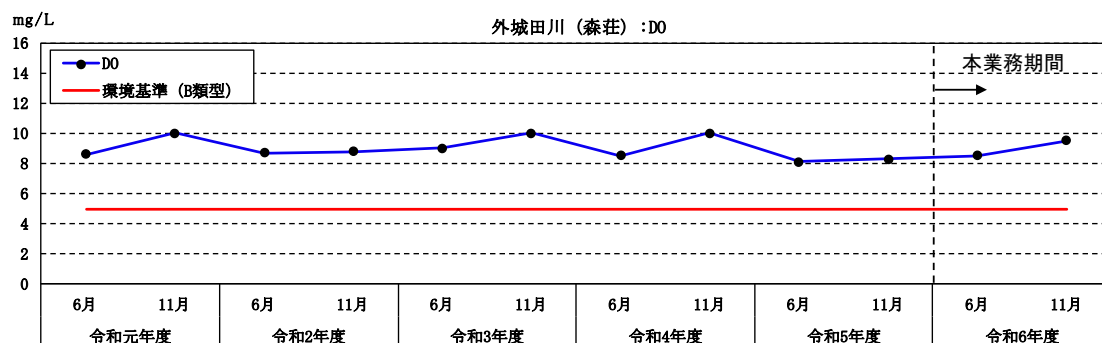
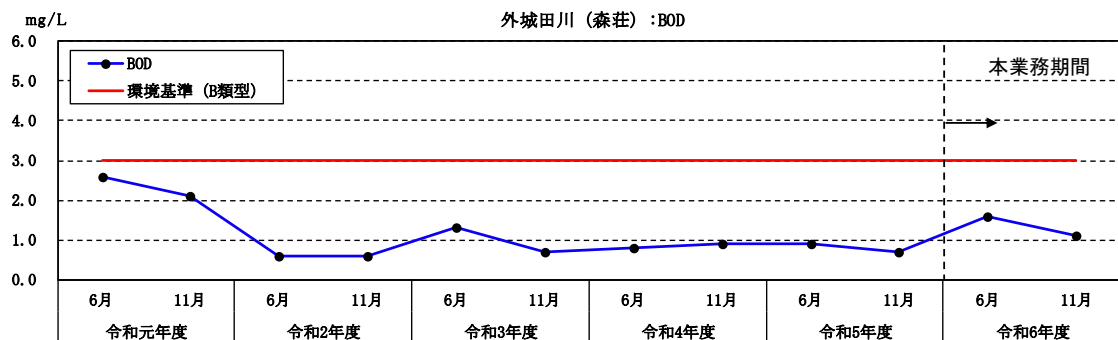


図 4-10(2) 経年変化（森荘）

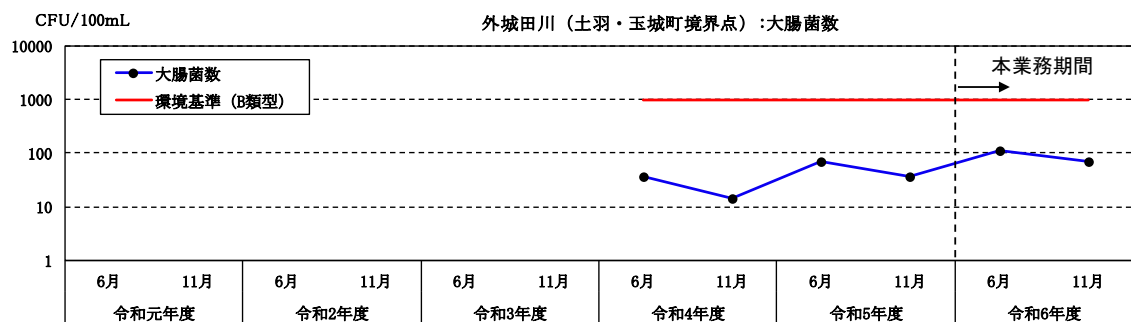
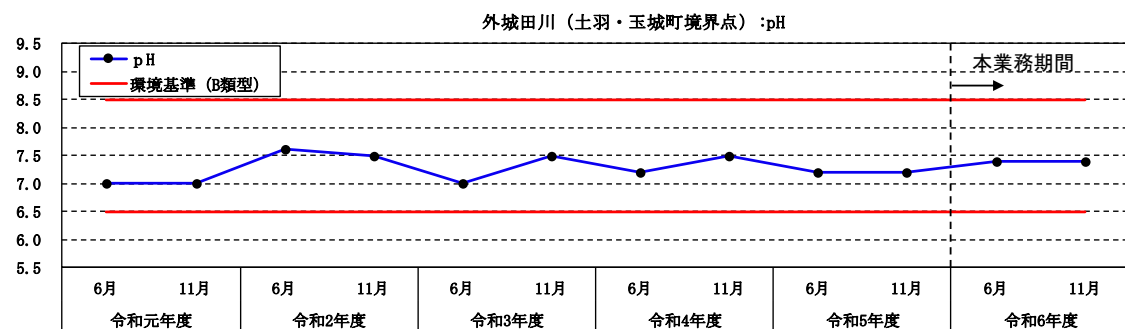
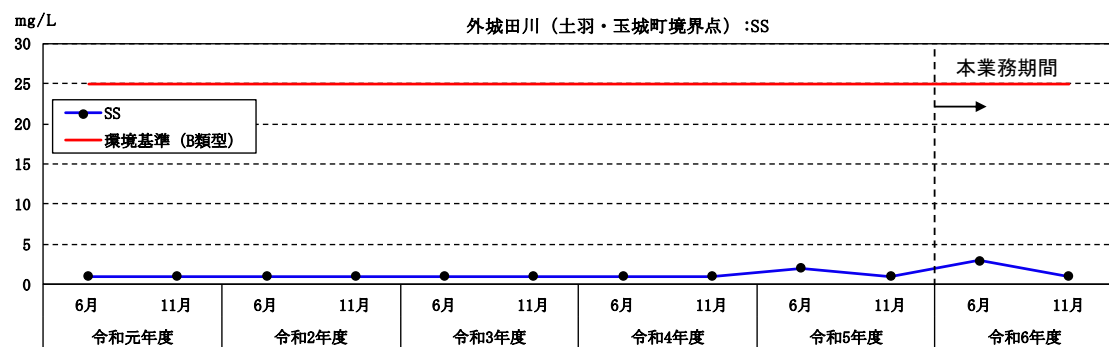
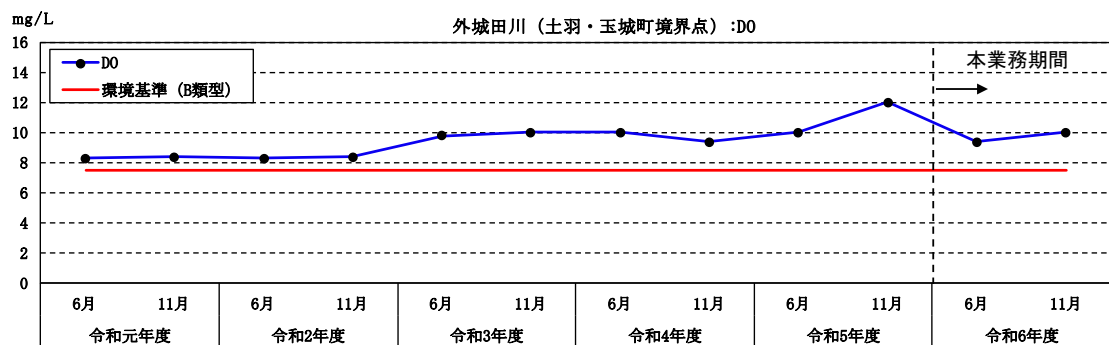
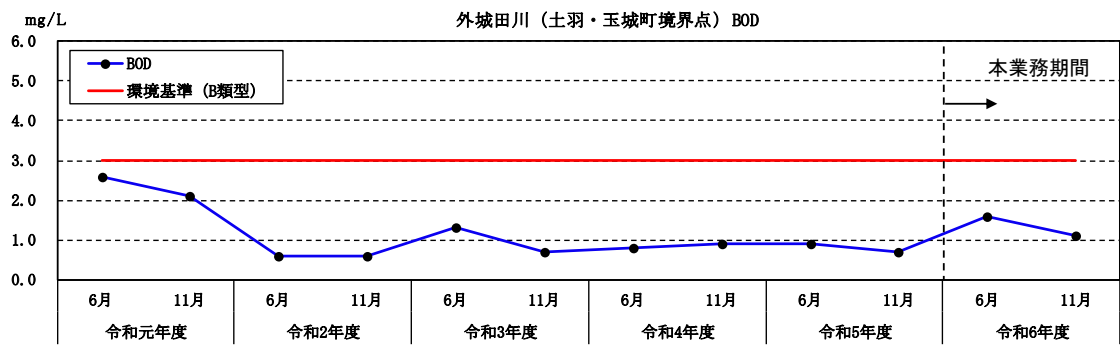


図 4-10(3) 経年変化（土羽・玉城町境界点）

4-11 土羽の旧灰捨て場調査結果

土羽の旧灰捨て場の調査結果を表 4-11 に示し、経年変化を図 4-11 に示す。土羽の旧灰捨て場には環境基準の類型指定はないが、B 類型である外城田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目について、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-11 調査結果および基準値（土羽の旧灰捨て場）

項目	単位	地点 年月日	土羽の旧灰捨て場 令和6年10月7日	環境基準 (B類型)
採水時刻	時:分		10:44	—
天候	—		晴	—
気温	℃		29.2	—
水温	℃		21.2	—
pH	—		7.2	6.5～8.5
BOD	mg/L		1.0	3以下
COD	mg/L		2.4	—
SS	mg/L		13	25以下
大腸菌数	CFU/100mL		19	1000以下
全窒素	mg/L		0.78	—
全シアン	mg/L		<0.1	—
カドミウム	mg/L		<0.0003	—
鉛	mg/L		<0.005	—
六価クロム	mg/L		<0.002	—
総水銀	mg/L		<0.0005	—
砒素	mg/L		<0.005	—

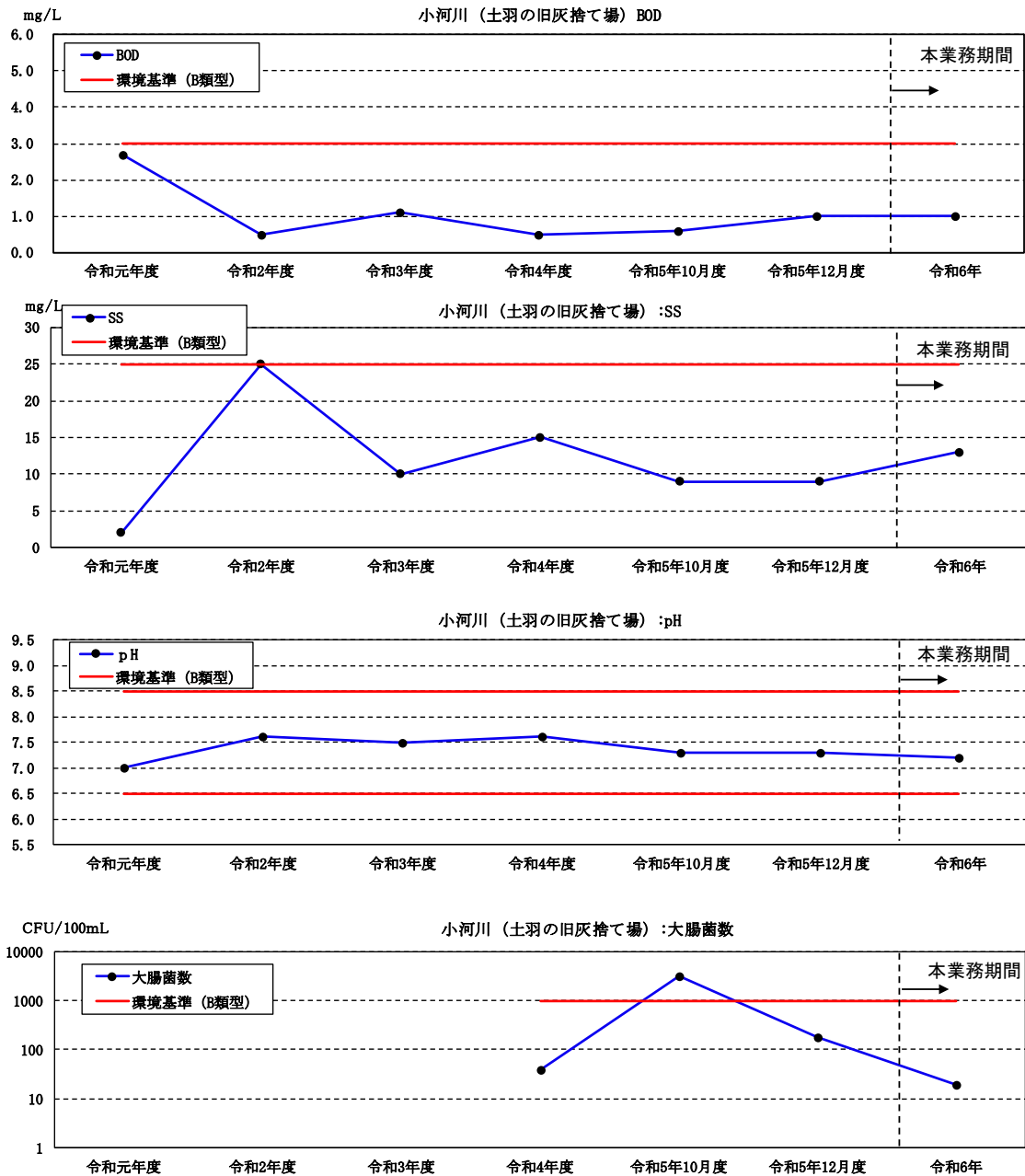


図 4-11 経年変化（土羽の旧灰捨て場）

4-12 湖沼水調査結果

湖沼における調査結果を表 4-12(1)～表 4-12(3)に示し、経年変化を図 4-12(1)～図 4-12(3)に示す。調査地点である五桂池、栃ヶ池及び天啓池には「湖沼に係る環境基準」は設定されていないが、pH、COD、溶存酸素及びSSについては農業用水に利用される場合のB類型、全窒素及び全りんについてはV類型をそれぞれ参考値として比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目について、全地点ともに環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-12(1) 調査結果および基準値（五桂池）

項目	地点 年月日 単位	五桂池		環境基準 (B類型、V類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	15:30	15:45	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	28.4	19.3	—
水温	℃	27.9	19.0	—
pH	—	7.6	7.7	6.5～8.5
COD	mg/L	3.2	2.8	5以下
SS	mg/L	15	2	—
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.7	9.6	15以下
大腸菌数	CFU/100mL	3	12	—
全窒素	mg/L	0.20	0.35	1以下
全りん	mg/L	0.020	0.018	0.1以下
銅	mg/L	<0.01	<0.01	—
亜鉛	mg/L	0.003	0.001	—
電気伝導率	mS/m	8.9	8.1	—

表 4-12(2) 調査結果および基準値（栃ヶ池）

項目	単位 地点 年月日	栃ヶ池		環境基準 (B類型、V類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	15:47	15:22	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	28.4	19.5	—
水温	℃	30.1	19.1	—
pH	—	7.4	7.3	6.5～8.5
COD	mg/L	3.0	2.4	5以下
SS	mg/L	1	1	—
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.5	6.3	15以下
大腸菌数	CFU/100mL	6	8	—
全窒素	mg/L	0.19	0.20	1以下
全りん	mg/L	0.021	0.020	0.1以下
銅	mg/L	<0.01	<0.01	—
亜鉛	mg/L	0.004	0.001	—
電気伝導率	mS/m	10.5	8.7	—

表 4-12(3) 調査結果および基準値（天啓池）

項目	単位 地点 年月日	天啓池		環境基準 (B類型、V類型)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	10:17	13:47	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	27.0	20.2	—
水温	℃	27.2	19.1	—
pH	—	7.6	7.3	6.5～8.5
COD	mg/L	4.3	3.6	5以下
SS	mg/L	<1	4	—
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	5.7	15以下
大腸菌数	CFU/100mL	0	70	—
全窒素	mg/L	0.20	0.19	1以下
全りん	mg/L	0.019	0.019	0.1以下
銅	mg/L	<0.01	<0.01	—
亜鉛	mg/L	0.003	0.027	—
電気伝導率	mS/m	14.4	12.3	—

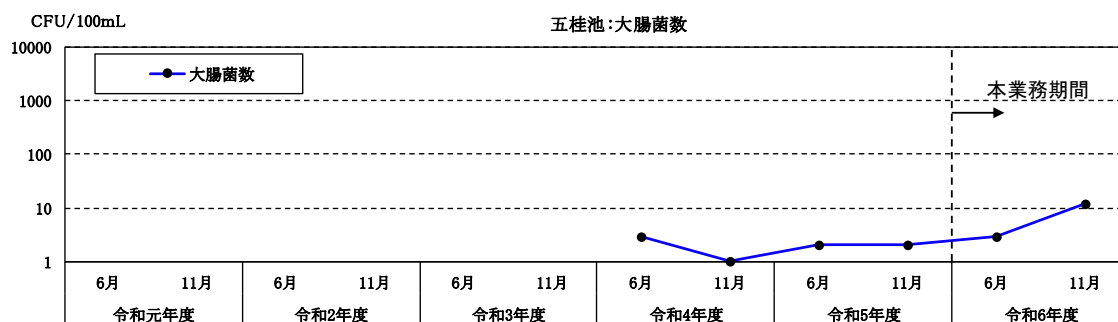
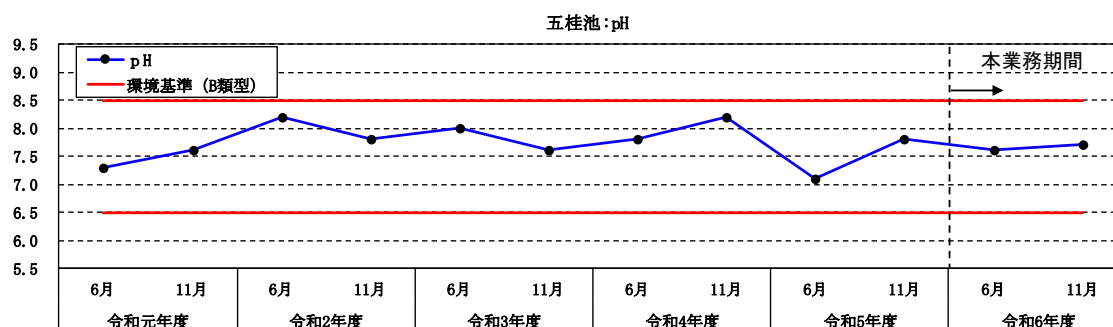
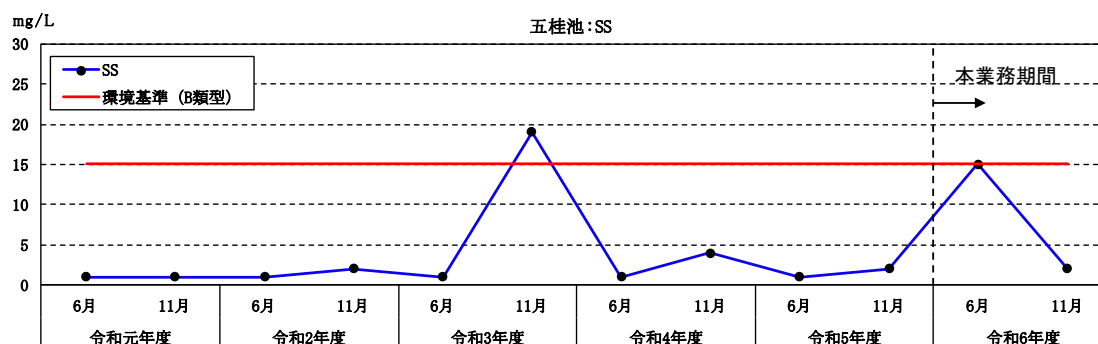
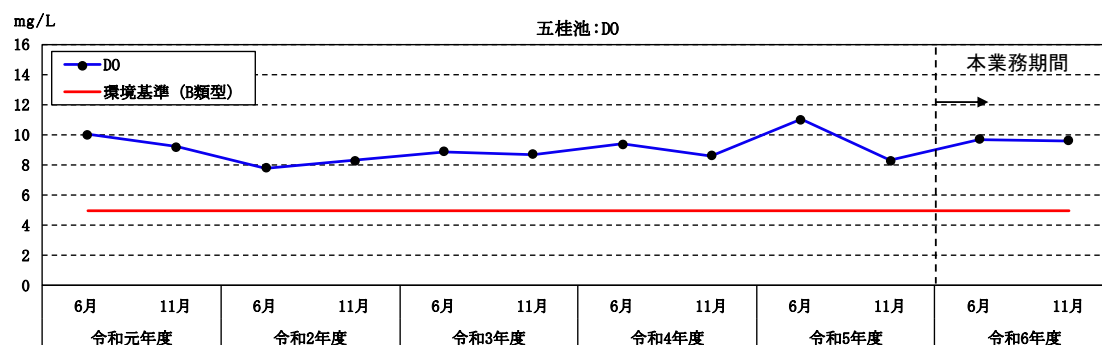
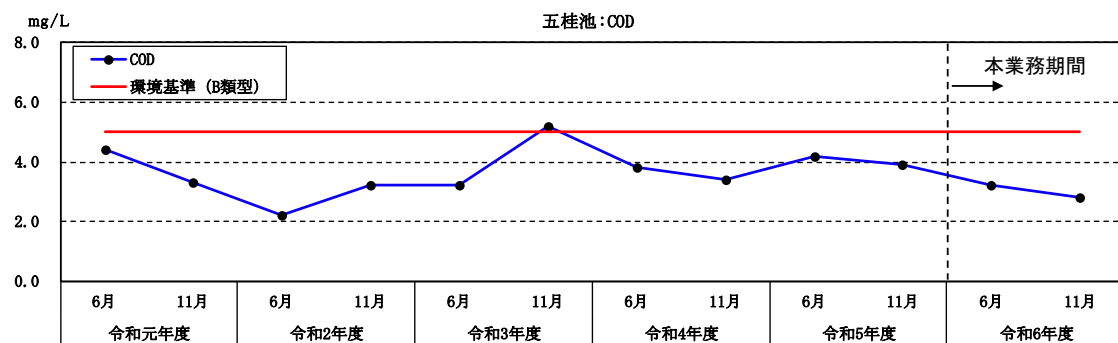


図 4-12(1) 経年変化 (五桂池)

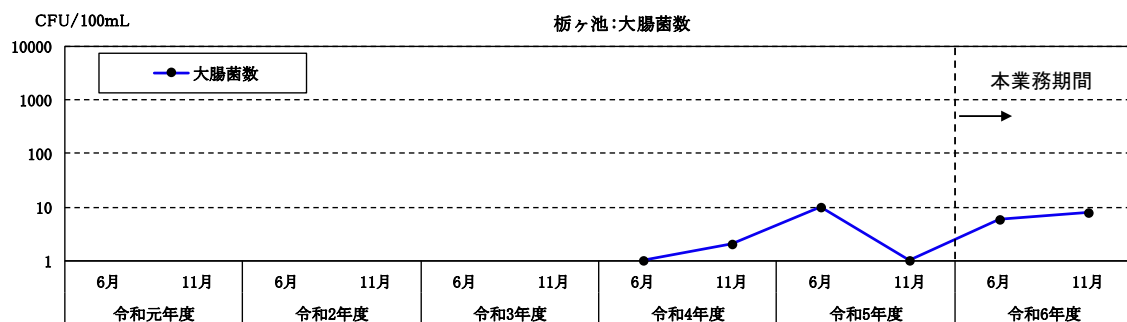
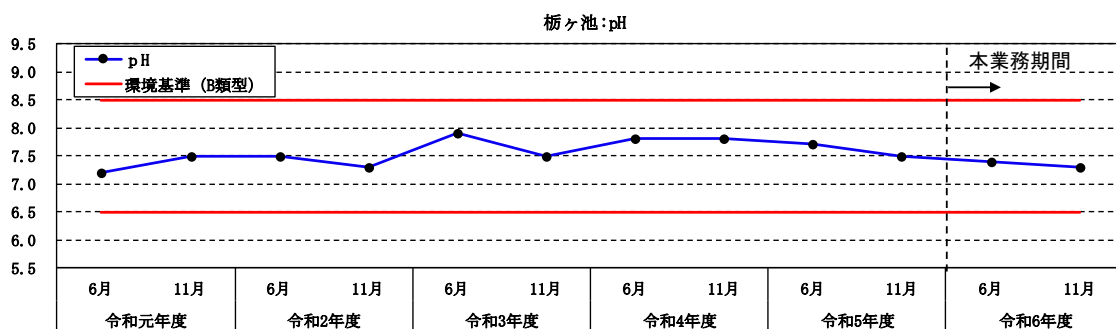
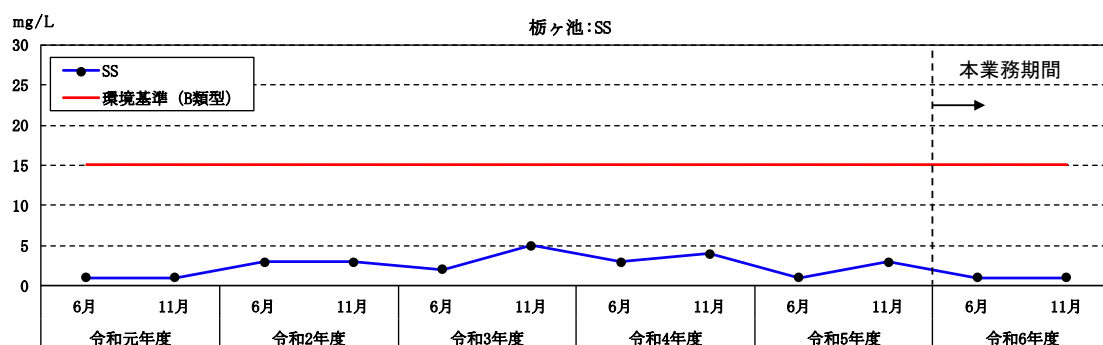
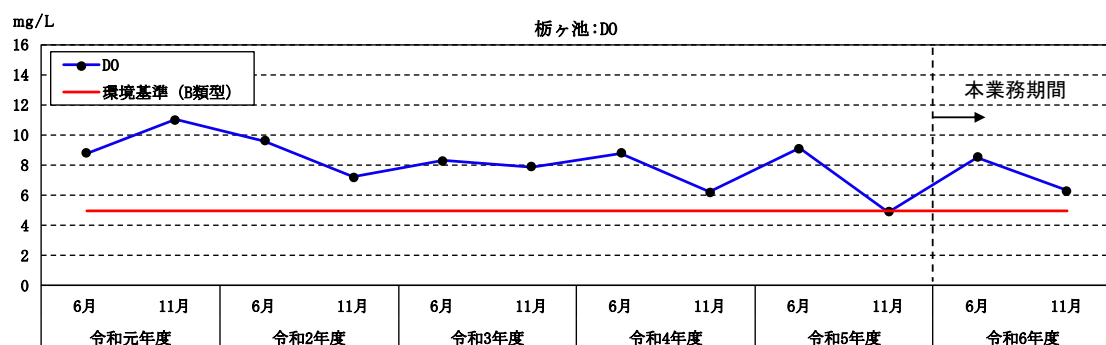
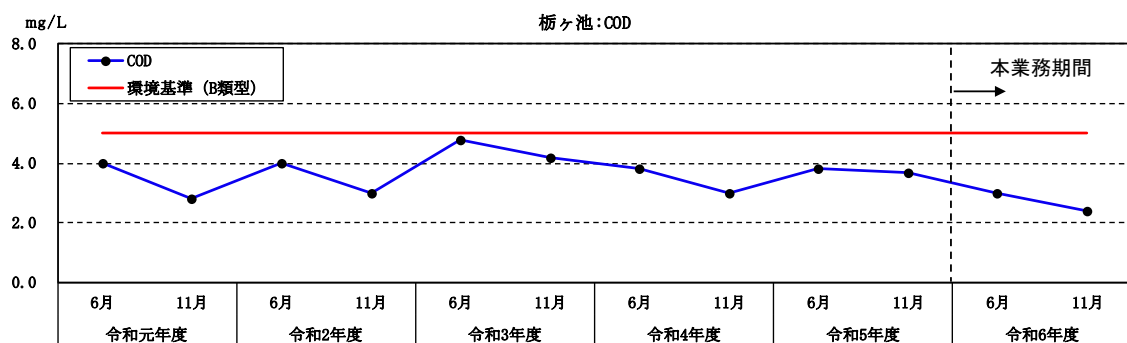


図 4-12(2) 経年変化 (栃ヶ池)

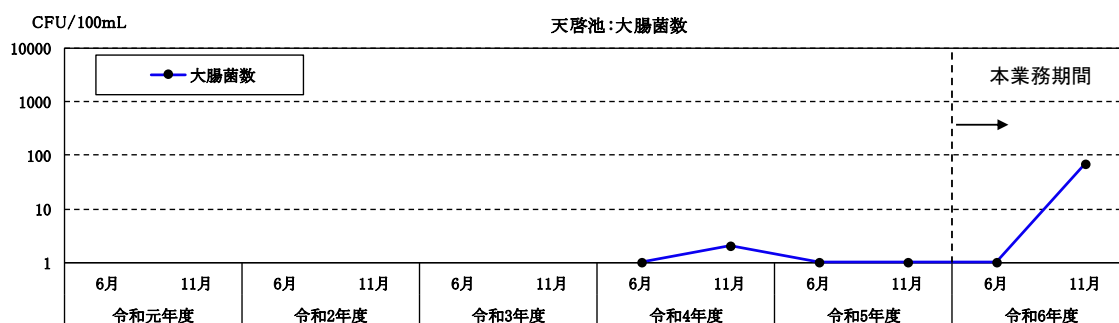
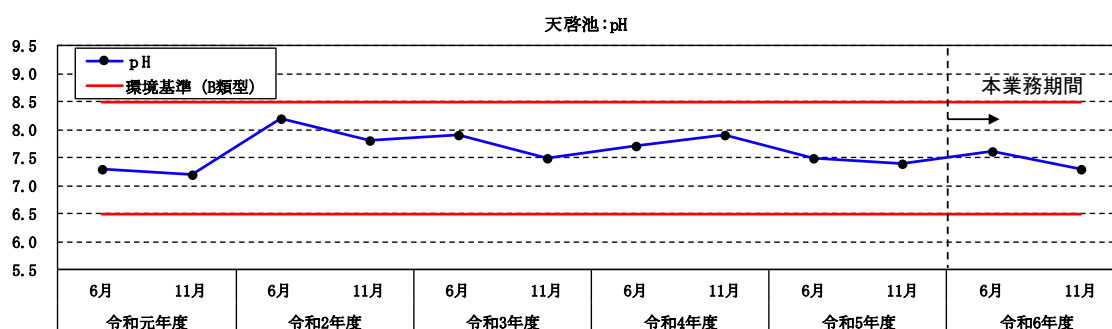
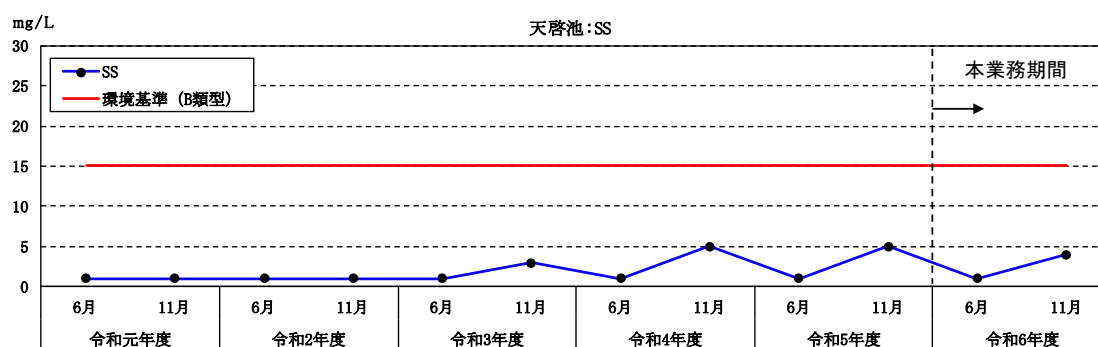
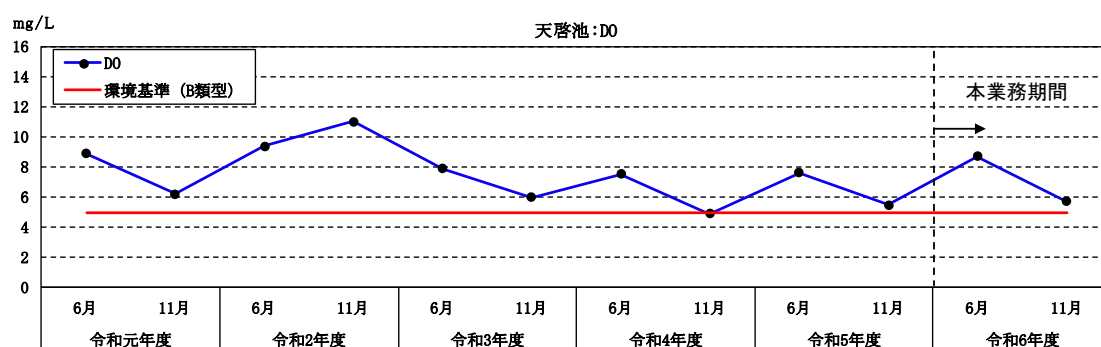
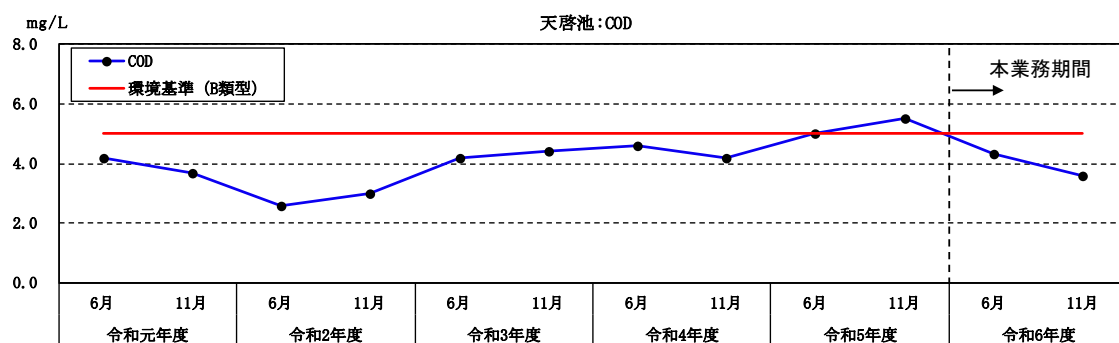


図 4-12(3) 経年変化 (天啓池)

4-13 排水調査結果

排水調査結果を表 4-13(1)～表 4-13(3)に示す。

排水基準等との比較を行ったが、全地点において満足していた。

表 4-13(1) 調査結果および基準値（ダイヘン工場排水）

項目	地点 年月日 単位	ダイヘン工場排水		排水基準	上乗せ基準
		令和6年6月12日	令和6年11月5日		
採水時刻	時:分	16:55	14:27	－	－
天候	－	晴	晴	－	－
気温	℃	28.1	20.3	－	－
水温	℃	27.3	18.9	－	－
pH	－	7.7	7.0	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD	mg/L	2.3	2.2	160(120)	25(20)
COD	mg/L	5.8	1.8	160(120)	25(20)
SS	mg/L	5	4	200(150)	90(70)
大腸菌群数	個/cm ³	280	140	3000	－
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	<0.5	<0.5	5	1
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	<0.5	<0.5	30	10
フェノール類含有量	mg/L	0.008	<0.005	5	1
銅含有量	mg/L	<0.01	<0.01	3	1
亜鉛含有量	mg/L	0.03	0.02	2	－
溶解性鉄含有量	mg/L	0.36	0.46	10	－
溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.01	<0.01	10	－
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.03	－
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	0.1	－
六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.5	－
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1	－
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005	－
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	0.1	－
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.14	<0.08	8	－
ほう素及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	10	－
硝酸性窒素	mg/L	0.92	1.2	－	－
亜硝酸性窒素	mg/L	0.060	0.004	－	－
アンモニア性窒素	mg/L	<0.1	<0.1	－	－
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	mg/L	0.98	1.2	100	－

※()内は日間平均

表 4-13(2) 調査結果および基準値（ホンダカーズ三重排水）

項目	地点 年月日 単位	ホンダカーズ三重	排水基準 (参考値)
		令和6年6月12日	
採水時刻	時:分	11:04	－
天候	－	晴	－
気温	℃	28.0	－
水温	℃	23.0	－
pH	－	7.0	5.8～8.6
BOD	mg/L	3.8	160(120)
SS	mg/L	5	200(150)
溶存酸素量(DO)	mg/L	3.6	－
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	1.0	5
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	4.9	30
窒素含有量	mg/L	6.1	120(60)
磷含有量	mg/L	0.2	16(8)

※()内は日間平均

表 4-13(3) 調査結果および基準値（クリスタルタウン下流）

項目	地点 年月日 単位	クリスタルタウン下流		排水基準 (参考値)
		令和6年6月12日	令和6年11月5日	
採水時刻	時:分	11:46	13:05	－
天候	－	晴	晴	－
気温	℃	28.5	20.5	－
水温	℃	29.1	25.1	－
pH	－	7.2	7.2	5.8～8.6
BOD	mg/L	1.9	0.8	160(120)
SS	mg/L	13	2	200(150)
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.4	10	－
大腸菌数	CFU/100mL	350	0	－

※()内は日間平均

4-14 ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類調査結果を表 4-14(1)～表 4-14(2)に示す。

河川、水路等の公共用水域については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準が定められているため、同基準との比較を行った。ミヤテック排水口については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設からの排出基準の適用は受けないが、参考として同基準との比較を行った。

両地点ともに環境基準を満足していた。

表 4-14(1) 調査結果および基準値（土羽の旧灰捨て場）

項 目	単 位	土羽の旧灰捨て場 水路(小川)	環境基準
PCDDs ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	pg-TEQ/L	0.406	-
PCDFs ポリ塩化ジベンゾフラン	pg-TEQ/L	0.14447	-
コプラナーPCB	pg-TEQ/L	0.0069912	-
Total ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.56	1

表 4-14(2) 調査結果および基準値（ミヤテック排水口）

項 目	単 位	ミヤテック 排水口	排水基準 (参考値)
PCDDs ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	pg-TEQ/L	0.1609	-
PCDFs ポリ塩化ジベンゾフラン	pg-TEQ/L	0.179	-
コプラナーPCB	pg-TEQ/L	0.000734	-
Total ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.34	10

4. まとめ

河川調査では、環境基準を超過する項目が散見されたが、概ね過年度と同様の傾向であった。しかしながら、ヴィソン下流の BOD は過年度の最大値を超過しており、また、松阪興産下流の SS は過年度から高い値で推移しているため、これらについては今後も特に注視して監視する必要がある。

湖沼水調査では、全地点ともに環境基準を満足しており、概ね過年度と同様の傾向であった。

ダイオキシン類および排水調査では、すべての項目で環境基準もしくは参考値を満足する結果であった。

令和 7 年 4 月 1 日より、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく「排水基準を定める省令」が改正され、排水基準の規制項目である「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更となるため、来年度のダイヘン工場排水の「大腸菌群数」は「大腸菌数」に変更することが望ましい。